

令和6年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和6年3月5日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
—	—	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 1人

7 番	平野由里子
-----	-------

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井友子	書 記	島 秀 明
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第 6 陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘における実態調査を求める陳情
- 日程第 7 一般質問

6. 議会の状況

副 議 長 皆さん、おはようございます。今年のまつだ桜まつりは、開花が早く、2月中旬より見頃を迎え満開となり、早くから、町中が活気にあふれておりました。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平野議長から、本日からの定例会を欠席する旨の届けがありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、去る2月27日、松田町告示第13号により令和6年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知いたしましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を許可しておりますので、御理解ください。

なお、議会事務局より録音、パソコン使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付

漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席職員は議員定数12名中11名であります。よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、令和6年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

副 議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。1番 北村和士君、2番 武尾哲治君の両名をお願いいたします。

副 議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月29日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和6年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月29日、午前9時より委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日3月5日から3月14日までの10日間といたします。本会議は3月5日から8日と11日、14日の6日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の3月5日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第7「一般質問」の受付番号第5号までを行います。

本会議2日目の6日は、一般質問の受付番号第6号から第11号を行います。本会議終了後は、大会議室において議会全員協議会を開催します。

本会議3日目の7日は、日程第8「議案第3号」から日程第26「議案第21号」までを行います。全て即決でお願いします。本会議終了後は、委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いします。

本会議 4 日目の 8 日は、日程第 27「議案第 22 号令和 6 年度松田町一般会計予算」の提案説明と細部説明を行い、質疑までを行います。その後、予算審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は特別委員会でお願ひします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。終了後に令和 6 年度工事予定箇所の現地視察を実施します。

本会議 5 日目の 11 日は、日程第 28「議案第 23 号」から日程第 35「議案第 30 号」の提案説明と細部説明を行い、質疑までを行います。その後、予算審査特別委員会に付託しますので、詳細質問は特別委員会でお願ひします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。

9 日、10 日は、休会です。

12 日は、委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願ひします。委員会には、必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願ひします。

13 日は、大会議室で予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願ひします。

本会議 6 日目の 14 日は、午前中、委員会活動としますので、各委員長の指示でお願ひします。午後に本会議、日程第 27「議案第 22 号」から日程第 35「議案第 30 号」までの特別委員会報告後、質疑、討論、採決を行います。休憩中に議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第 36「同意 1 号」から日程第 40「同意第 5 号」まで即決でお願ひします。日程第 41「選挙第 1 号」及び日程第 42「選挙第 2 号」は、選挙方法に基づいて行ってください。続いて、日程第 43「報告第 1 号」から日程第 43「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。最終日は、委員会へ付託した議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配付される日程に追加します。

なお、本会議は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願ひします。

陳情については、3 件提出されております。議会運営委員会で審査した結

果、2件を机上配付とさせていただきます。

以上で議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。

副 議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和6年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月5日より3月14日までの10日間と決定いたしました。

副 議 長 日程第3「町長の所信表明」に入ります。

町長、よろしくお願いいたします。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。本日から10日間の定例会、何とぞよろしくお願いいたします。今年の年が明けてですね、寄ロウバイまつり、並びにまつだ桜まつりが無事に終了をいたしました。まだまだ寒暖差が激しい状況で、体調を崩しやすいような状況でございますけれども、そんなところの中で、今日この頃、議員の皆様方各位におかれましては、ますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。去る2月27日に令和6年第1回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用のところ、議員多数の御出席を賜り、本日ここに本定例会が開催できましたことを、まずもって、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、令和6年1月1日夕刻に石川県能登半島を震源地とする地震が発生し、200名を超える方々がお亡くなりになり、今なお数名の方が安否不明という状況でもございます。お亡くなりになられた方々への御冥福をお祈りするとともに、被災された方々全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本町の被災地支援といたしましては、発災後、町内10か所に募金箱を設置

し、1月19日より3月1日までの間に5名の職員を被災地の自治体の石川県志賀町へ物資の受入れ調整や避難所運営などの支援として派遣を行いました。3月下旬には、被災地石川県珠洲市へ保健師を派遣する予定としております。引き続き一日も早い復興を願い、当町が今できる可能な支援を行ってまいります。

また、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から早くも今年で13年を迎えます。本年は、東日本大震災追悼式の前になりますけれども、先月、2月22日に、追悼並びに町民の皆様をはじめ多くの方々から、心のこもった義援金を陸前高田市 佐々木市長さんへ、町の代表として直接お届けしてまいりました。現在、市内では、一般住宅、大型の商業施設が建ち並び、目に見えて復興が進んでいることが確認できましたが、人口減少が続く中、心の復興や、雇用の場所の確保など、まだまだ課題が山積しているとのお話や、復興に向けて、新たな産業について当町においても導入できないか、非常に興味深い話を行うなど、意見交換を行ってまいりました。今後も、東日本大震災、3.11での教訓を忘れることなく、可能な限り支援を行っていくことをお約束してまいりましたので、引き続き御協力のほどを、よろしく願いいたします。

それでは、行政報告につきまして、日を追って詳細に御報告させていただくところですが、先にお配りさせていただいている公務報告書にて、一部割愛させていただき、主な行事などについてのみ御報告をさせていただきますことを御了承願います。

年が明けました1月5日、本年最初の町の行事として、松田町賀詞交換会、名誉町民の称号贈呈式並びに表彰式を行いました。本年は、松田町名誉町民称号を松田町長として4期16年にわたり行政運営に多大なる御尽力を賜りました故島村俊介様に贈呈をさせていただきました。また、表彰の栄に浴されました自治功労賞3名、一般表彰13名、1団体、感謝状7名、5団体でございました。表彰された皆様方には、これからも町政に対しまして、さらなる御指導、御尽力を賜りたいと存じます。今年も、式典終了後、町ふるさと大使であります北川大介さんのおもてなしコンサートを行い、およそ300人の町民の皆様方

に、楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、1月7日には酒匂川町民親水広場にて消防出初め式を挙行いたしましたところ、議員の皆様には、寒中の折、御高覧頂き、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。消防団の皆様方は、本業を持ちながら、日夜、火災や災害などから町民の生命と財産を守るため、献身的な活動をしていただいていることに深く感謝しております。当日行われました統制の取れた分列行進や第1分団による消防操法は、訓練のたまものであり、大変心強く感じられました。日本各地で起きている自然災害から学び、引き続き町民の安全・安心な暮らしを守るため、危機管理体制の強化を図ってまいります。

また、7日の午後に行いました二十歳の集いについては、これまで同様に、実行委員会の皆様方を中心に企画運営をしていただき、大人の仲間入りをした新成人は83名中、当日58名の新成人をお迎えでき、私自身も気持ちを新たにしたいところでございます。今年も、関係各位の皆様方の御協力を賜り、二十歳の集いを滞りなく行うことをできましたこと感謝申し上げますとともに、子育てをするようになったら松田町に住んでもらえるよう、様々な課題解決に取り組んでまいります。

続きまして、1月13日から始まりました第12回寄ロウバイまつりは、開花が順調に進んだことから、当初の日程どおり2月12日をもって終了いたしました。今年度の来場者数は約2万600人の方が来園され、甘い香りと心地よいひとときを楽しんでいただきました。実行委員の皆様方をはじめ、関係者の方々に対し、寄地区の賑わい並びに松田町のPRを担っていただいたことに、深く感謝を申し上げます。

続いて、第25回まつだ桜まつりにつきましては、2月3日から開催し2月5日の降雪により、その週は休園といたしましたが、見頃を迎えました2月中旬から鮮やかに色づき、訪れる皆様方に春をお届けしてまいりました。まつりの開催期間は、当初のとおり3月3日までとさせていただきます。来園者数は天候の影響もあり昨年より少なくなりましたが、約8万人を少し超える方々に御来園を頂きました。実行委員の皆様をはじめ、協力頂いていた全ての皆様方

に、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、議会に先立ちまして、貴重なお時間を拝借いたしまして、令和6年度当初予算を御審議頂くに当たり、所信の一端を述べさせていただくところでございますが、その前に、まず、本定例会に提案させていただいております条例案、補正予算案等の概略について御説明を申し上げます。提出議案等につきましては、条例の一部を改正する条例14件、補正予算5件、新年度予算9件、同意5件、報告1件でございます。

議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、各種医療費助成制度においてマイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取り扱いを整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法、老人福祉法並びに介護保険法施行令等の改正に伴い、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、松田町介護保険条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

議案第7号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と、議案第8号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業者の人

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の法律に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と、議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上4議案につきましては、介護保険法等が一部改正され、その規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する町条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例及び議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例並びに、1つ飛びますが、議案第15号松田町小規模保育所条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第17号令和5年度松田町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入では、交付税の増額や国・県等の補助金等を活用した事業の実績などによるものや、物価高騰対策関連事業への地方創生臨時交付金の追加充当、町債についても、各種事業での進捗を踏まえた減額。歳出については、事業等の進捗状況と実績見込みなどによる増減に対し、新松田駅周辺整備基金や公共施設等整備基金への積立て、障害福祉サービス等給付費の増額などによる補正予算となります。

議案第18号松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計から保険基盤安定繰入金の金額が確定したことに伴う減額補正と保険組合等出産育児一時金臨時交付金が交付されることに伴う補正予算となります。

議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末までの決算見込みによる診療収入の減額及び医業費の増額と財源補正を補うための財政調整基金繰入金に伴う補正予算となります。

議案第20号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、1月の人事異動に伴う職員給与費等の増額に伴う補正予算となります。

議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、被保険者の増加に伴う保険料の増額と広域連合への保険料の納付金の増額に伴う補正予算となります。

議案第22号から第30号までが、令和6年度一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全9会計を提案させていただくものでございます。

次に、同意第1号及び第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について

は、2名の委員の任期がそれぞれ令和6年3月22日及び4月24日で満了するため、この議会で同意として上程するものでございます。

同意第3号人権擁護委員の推薦につきましては、1名の人権擁護委員の任期が令和6年6月30日で満了するため、本定例会に同意案件として上程するものでございます。

同意第4号教育委員会の委員の任命については、1名の委員の任期が令和6年3月22日に満了するため、この議会で同意として上程するものでございます。

同意第5号副町長の選任につきましては、副町長の任期が令和6年3月31日で満了するため、この議会で同意として上程をするものでございます。

報告第1号専決処分の報告については、松田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については、令和6年4月1日より、上水整備や管理業務の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管され一元管理されることに伴い、所要の改正を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告させていただきます。

以上が提出条例案等のそれぞれの概要でございます。なお、定例議会ですので、途中の追加案件の提出をさせていただく場合につきましては、追加議案の御決議を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。御説明申し上げます諸議案につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長等より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、令和6年の初めの定例議会開催に当たり、議案とともに御提出をさせていただきました令和6年第1回定例議会所信表明をもとに、令和6年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当面の町政に対する取り組みなどについて所信の一端を申し上げさせていただくわけですが、主に新規事業や重点事業など、概略とさせていただくことを御承知のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様方のお手元にある所信表明をもって述べさせていただきます

す。令和6年度当初予算案について。初めに、本町では、少子高齢化や雇用の場の不足などによる人口減少を抑え、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進する必要があるため、平成30年に町の将来計画となる第6次総合計画を策定し、その基本構想に掲げる将来像として「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」を目指し、2040年の目標人口1万人の実現に向けて、現在、後期アクションプログラムの2年目に取り組んでいるところでございます。令和3年、県内14町村の中で唯一SDGs未来都市として選定されて以来、自治体として誇りを持ち、「チルドレンファースト」を念頭に、子供たちが「住みたい町・住み続けたい町」へ、世代を超えた協働・連携協力により「2世帯・3世帯が近くに、一緒に住み続けられるまちづくり」を目指す中、町民の命と暮らしを守るため、コロナ禍による「新たな日常」に学んできた経験を生かし、町民や議会、行政との協働・連携協力による持続可能なまちづくりに取り組むとともに、松田町自治基本条例の理念に基づき、常に町民目線に立ち、町民のための町政運営を進めてまいりました。

現在、高齢者や子育て世帯等への支援をはじめ、地域経済の活性化、定住促進、交流・関係人口施策並びに防災対策などなど、町民・議会議員の皆様方の御理解と御協力を賜り「住民福祉の増進」と地域活力に資する施策などを展開できていることに対し、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

令和6年度の「予算編成の基本的な考え方」でございますが、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所より、最新の人口推計が発表されました。約10年前の2014年に発表されました2040年の松田町の人口推移では7,055人まで減少すると言われておりましたが、今回の推計では2040年の人口は8,563人となり約1,500人の上方修正となりました。ただし、近年において、人口減少のスピードが増している状況を鑑み、今後も消滅可能性都市からの脱却を目指して、引き続き危機感を持ち、子供たちから高齢者までが安心して暮らせる町を目指し、持続可能な未来創造「チルドレンファースト3年目の予算～未来へ、町の機運上昇～」と題して、予算編成を行いました。

それでは、令和6年度当初予算案の概要を申し上げます。令和6年度当初予算案につきましては、一般会計及び全会計合わせて過去3番目の予算規模となりますが、令和3年、4年に行った大規模事業であります町立松田小学校整備事業を除くと過去最大の予算規模となります。

一般会計予算案の総額については52億円、前年度対比1,000万円の増、率にして0.2%の増となっております。なお、松田中学校校舎改修工事（2年目）及び松田幼稚園改修事業総額約2億5,000万については、令和5年度の3月補正予算に繰越事業として予算計上するため、2つの施設改修事業を令和6年度予算と併せて実施することとなりますので、一般会計の実質的な総事業費は約54億5,000万となり、松田小学校整備を含めた過去2番目の予算規模となった令和4年度当初予算額55億1,000万円に近い予算規模となります。

次に特別会計につきましては、令和6年度より下水道事業及び寄簡易水道事業特別会計が企業会計に移行するため、国民健康保険事業のほか全5事業となり、会計総額は26億2,646万円、前年度対比4,477万円の減額、率にして1.7%の減となります。主な減額要因につきましては、75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行する被保険者の増加による国保加入者の減少に伴う保険給付費及び保険税収入の減額などによるものでございます。

企業会計につきましては、新たに2つの企業が加わり、全事業の総額は7億3,539万円、前年度対比1億4,518万円の増額、率にして24.6%の増となります。主な増額要因につきましては、会計の複式簿記化に伴い減価償却費を計上したことによるものでございます。

全9会計の令和6年度予算総額は85億6,185万円、前年度対比1億1,041万円の増額、率にして1.3%の増となり、こちらも町立松田小学校整備事業を除くと過去最大の予算規模となります。

初めに、一般会計における歳入について、特色のあるものを中心に御説明を申し上げます。町税につきましては、予算額15億146万円、前年度対比804万円の減額、率にして0.5%の減となります。緩やかな景気回復により給与所得の増に伴う個人町民税の増収や、企業収益の増による法人町民税の増収が期待でき

るものの、評価替えの影響により固定資産税の減額が見込まれ、全体として減額を見込んでおります。

地方交付税につきましては予算額13億円で、令和6年度の国の地方財政計画に基づき、前年度と同額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、予算額5億2,812万円、前年度対比3,415万円の減額、率にして6.1%の減となります。主な減額の要因は、町道19号線町屋踏切改良事業の完了したことなどによるものです。主な交付金等については、社会資本整備総合交付金やデジタル田園都市国家構想交付金などとなります。

次に、県支出金につきましては、予算額4億559万円、前年度対比3,893万円の増額、率にして10.6%の増となります。主な増額要因は、地域医療介護総合確保基金補助金などによるものでございます。主な補助金は、国民健康保険基盤安定負担金や河川・水路自然浄化対策推進事業補助金、市町村自治基盤強化総合補助金などとなります。

寄附金につきましては、予算額1億2,010万円、前年度対比1,000万円の増額を見込んでおります。これは、主にふるさと納税によるものですが、町内3か所のゴルフ場におけるふるさと納税のほか、企業版ふるさと納税制度を含めて、観光PRの推進や顧客の拡大、さらに返礼品の品目を増やすなど、寄附額の積極的な受入れを引き続き進めてまいります。

次に、繰入金については、予算額1億8,614万円、前年度対比9,186万円の減額、率に対して33%の減となります。主な減額の要因は、一般会計全体の財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金の前年度対比1億3,000万円の減などによるものでございます。主な繰入金につきましては、公共施設等整備基金や新松田駅周辺整備基金及び教育施設整備基金などとなります。なお、財政調整基金の残高につきましては、令和5年度末にて約13億3,600万円、令和6年度末では12億5,800万円を見込んでおります。

町債につきましては、予算額2億7,170万円、前年度対比2,570万円の増額、率にして10.4%の増となります。主な増額要因は、観光施設等整備事業（みやま運動広場人工芝新設工事）などによるものでございます。令和6年度で予定

している主な町債につきましては、新松田南口駅前広場整備事業や小田原市消防松田分署の土地購入、新規の観光施設等整備事業などとなります。また、地方債を補う臨時財政対策債におきましては2,000万円、前年度対比2,000万円の減額となります。

次に、歳出について主な施策等、予算科目順に御説明申し上げます。議会費、予算額8,413万円、前年度対比72万円の減額となっております。主な減額要因は、議員共済金給付費負担金の負担金率が下がったことなどによるものでございます。

次に、総務費、予算額9億3,247万円、前年度対比3,891万円、率にして4.4%の増となります。主な増額要因は、新規事業として寄地区定住促進事業に1,662万円、人口減少が著しい寄地域に、子育て世帯等の移住・定住を施すため、対象世帯当たり基本額50万円プラス小学生以下1人当たり30万円を支給するなど、寄地域に特化した子育て世帯等移住定住促進制度の新設や、令和7年4月1日に旧松田町・寄村合併70周年を迎えるための記念事業等に向けた準備委員会経費などを計上しております。重点事業では、引き続き新モビリティサービス推進事業に3,913万円を計上し、AIオンデマンドバス実証実験でのエリア拡大や、定住少子化対策支援事業及び移住交流促進事業に1,229万円を計上し、実際に町に住宅を購入された方への住宅取得奨励金支給事業や、3世代の定住支援のための2世帯同居等促進奨励金の支給をはじめ、民間の空き家等の解消に向けた若年世代・子育て世帯及び学生世帯への家賃補助を通じた居住支援、新婚世帯への支援、移住促進事業として、増加傾向にある空き家の利活用のための改修や解体補助などについても引き続き実施いたします。地域公共交通対策につきましては869万円を計上し、駅前広場の渋滞緩和及び地域公共交通の補完を目的に、路線バスの維持確保を併せた地域公共交通対策として、引き続き実施する乗合バス路線の増発、枝線の乗り入れ運行に対する補助や、バス通学定期券、高齢者まちなりバス定期券の購入費助成を実施します。拡充事業につきましては、町有財産の利活用、維持管理等を目的に公共施設等整備基金積立金4,000万円、行政協力委員及び自治会活動として、デジタルツールの機能

強化に伴う経費や自治会の負担軽減を目的に、広報等の自治会配達について、民間事業者によるポスティング全戸配布導入経費など1,739万円を計上しております。その他、町のプロモーション用の商品開発や町の魅力を町内外に発信、浸透させて、定住・交流人口やふるさと納税の増加につなげるための事業費959万円などを計上しております。

次に、民生費、予算額14億8,867万円、前年度対比1億706万円の増額、率にして7.7%の増となります。主な増額要因は、障害児者支援及び給付費等に要する経費の増額などによるものでございます。高齢者福祉施策では、新たに物価高騰対策事業として、75歳以上の高齢者及び妊産婦さんの日常生活における外出支援として、1回100円で乗車できるようA I デマンドバス利用促進業務助成金を330万円、令和5年度より建設中の小規模多機能型居宅介護施設建設に対する地域医療介護総合確保基金補助金2,196万円を計上しております。その他、デジタル機器を活用した高齢者等見守り事業に47万円、障害者福祉施策では、重度障害者医療費助成事業や障害福祉サービス等給付事業など。そのほか、高齢者や障害児者、子育て世帯等のための基本的な施策についても継続してまいります。児童福祉施策の重点事業につきましては、0歳から満18歳に達した方への医療費無償化による助成金3,873万円、保育所運営に係る経費や保育所等を利用する3歳未満の第2子の保育料無償化に1億9,027万円、子育て世帯支援事業では出産時に3万円、子育て支給給付金として1歳と2歳児1人当たり3万円を出産・育児関連用品などの購入費として530万円、ひとり親家庭等医療費助成事業に575万円を計上し、安全・安心に子育てしながら生活ができるように支援してまいります。学童保育運営事業については、引き続き小学校1年生から6年生までを対象として、ALTによる英会話を取り入れた学びの実施、子育て支援センター・ファミリーサポート事業、児童手当事業なども継続してまいります。そのほか、福祉施策では、健康福祉センターの指定管理と社協職員の給与の補助に加え、新たに健康福祉センター自動火災報知器設備改修工事を実施してまいります。

次に、衛生費、予算額3億4,789万円、前年度対比5,020万円の減額、率にし

て12.6%の減となります。主な減額要因は、河川・水路自然浄化対策推進事業の減額や寄簡易水道事業への繰出金については、企業会計に伴う支出項目の変更などによるものでございます。母子保健事業では、拡充事業といたしまして、産後健診の費用助成回数を2回に拡充いたします。保険適用外部分を補う不育症治療費助成や妊産婦健診時及び出産時のタクシー利用に関する助成、産後ケア応援助成金として、産後の家事支援や産後ケアに係る経費の一部を助成する事業の実施を継続します。また、3歳児健診時に視覚屈折検査を取り入れるなど、お子さんの視聴覚異常の早期発見につなげる事業を継続してまいります。感染症予防対策では、新型コロナウイルスワクチンが定期接種化されるなど、各種定期予防接種の実施のほか、生後6か月から中学生を対象とした小児インフルエンザワクチンの接種助成事業の実施、帯状疱疹予防接種費用の一部助成を継続いたします。健康増進事業につきましては、健康増進法に基づいた各種がん検査の実施、後期高齢者保健事業では、75歳以上の高齢者を対象にフレイル早期発見や重度化予防の実施、高齢者健康診査受診率向上に向けた取り組みなどを継続してまいります。出産・子育て応援事業につきましては、全ての妊産婦さんや子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型の相談支援事業を行うとともに、国事業として、妊娠届出時に5万円、出産1人当たり5万円の給付事業を行います。

重点事業の鳥獣防除対策拡充事業では、ツキノワグマの出没の警戒及び、その対応策として、監視強化のためのセンサーカメラの運用費や、農林漁業者の安全確保を目的としたクマスプレー購入補助の新設、ジビエ処理加工施設運営事業では、鳥獣対策駆除活動の持続性を高めるとともに、ジビエ利用の促進に向けたジビエ処理加工施設の維持管理に要する経費312万円を計上しております。次に、グリーン化を含めた再生可能エネルギー利用促進事業に893万円を計上し、継続事業として、災害時に非常電源として活用いただけることを条件とした電気自動車等購入費補助や、一般家庭用の太陽光発電システムの購入に対する補助、住宅用電気自動車充電用設備設置補助金などを計上しております。そのほか、ごみ減量推進事業では、家庭用コンポストやペットボト

ル圧縮機の無料支給など121万円を計上しております。

次に、農林水産費について、予算額8,870万円、前年度対比2,063万円の減額、率にして18.9%の減となります。主な減額要因は、農業振興地域整備計画変更業務の完了などによるものでございます。重点事業では、寄ロウバイまつりの開催のほか、寄地区に観光客等を迎え入れるための地域活性化を含めた寄自然休養村の管理に要する経費893万円を計上しております。そのほか、新規就農者等の借り手が参入されるよう、農地の保全及び流動化を施すことや、環境配慮型の農業を推進するための各種補助金として270万円を計上しております。また、森林の持つ多面性機能の保全を目的とした私有林整備への支援などを計上しております。

次に、商工費、予算額が2億7,625万円で、前年度対比1億1,724万円の増額、率にして73.7%の増となります。主な増額の要因は、新規事業の寄りやま運動広場の人工芝生新設工事に伴う経費1億4,114万円、旧松田町・寄村合併70周年記念商品作成事業などによるものでございます。拡充事業の物価高騰対策事業では、プレミアム率30%、発行総額7,800万円となります。商工振興商品券発行事業に2,030万円、重点事業につきましては、引き続きスポーツツーリズムの推進事業に892万円、第6次総合計画に位置づけ、町民ニーズやまちづくりに欠かせない重点事業の方向性を議論していく松田町買い物環境向上協議会と松田山活性化検討協議会の開催経費を計上。公園管理事務費として、町内公園の適切な管理や利用促進に向けた宮下公園の環境整備やアーバンスポーツ施設整備に伴う経費1,149万円を計上しております。そのほか、継続事業としまして、商工振興対策事業に873万円、あしがら花火大会や松田ブランド事業など宣伝広告事業に937万円を計上しております。

次に、土木費になります。予算額4億4,698万円、前年度対比3億5,841万円の減、率にして44.5%の減となります。主な減額要因は、新松田駅周辺整備推進事業に係る基金積み立て1億7,500万円の減や、道路新設改良整備事業として町道19号改良工事が終わったため、これが9,730万円の減などによるものでございます。

重点事業の新松田駅周辺整備事業では、都市計画決定に向けて、地区計画や高度利用地区などの具体的な検討や資金計画、権利変換計画モデル案に係る図書の製作3,613万円に加え、駅前整備事業については、多くの町民が望み願う最優先事業のため、後年度の財政負担を軽減するため、基金積立金として5,000万円を計上しております。これにより、令和6年度末までの積立累計額は約5億4,400万円となることを見込んでおります。続いて、新松田駅南口駅前広場整備事業につきましては、用地買収等に向けた経費1億5,535万円を計上しております。継続事業では、定住促進を進めるため、住環境などの基盤整備は不可欠なものであり、その対策の1つとして、道路新設改良整備事業に3,345万円を計上し、安心・安全な住環境整備並びに住宅地化等の誘導促進、防災上課題にも対応するための拡幅整備などを計上しております。また、町道、生活道路の老朽化などに対する道路補修や生活環境改善を踏まえた安全性や快適性を向上するため、道路補修事業に2,900万円を計上しております。

次に、消防費です。予算額3億881万円、前年度対比1,376万円の減、率にして4.3%の減となります。主な減額要因は、山北出張所の完成に伴う広域消防施設整備負担金の減などによるものでございます。拡充事業につきましては、町消防団組織の維持及び団の活動や運営に伴う経費や消防団員の士気向上などを目的として、全消防団員の消防活動服を新調する費用など消防団運営事業に2,265万円、防災資機材等整備事業の非常時に必要な備蓄量の確保、老朽化した防災倉庫や発電機の更新など、非常時の対応強化を目的に916万円を計上。広域消防では、足柄消防署松田分署土地購入費に係る費用や、消防・救急業務委託としての負担金2億5,996万円を計上しております。

次に、教育費です。予算額6億6,193万円、前年度対比9,430万円の増額、率にして16.6%の増額となります。主な増額の要因は、新規事業の松田中学校太陽光発電設備工事1億100万円や、令和7年度に予定しております寄小学校整備事業に向けた調査・設計費として1,500万円、次世代デジタル人材育成事業227万円、地域スポーツ活動推進事業に626万円、旧松田町・寄村合併70周年記念全国松田サミット開催準備経費58万円、保護者負担軽減を目的とした幼・小・中

学校給食費補助の拡充などによるものでございます。重点事業では、学校ICT事業として、小・中学校の全ての児童・生徒へ1人1台のタブレットを配布し学習を行う経費として1,391万円、英語教育推進事業については、拡充事業として外国語指導助手（ALT）を4名から5名に増員配置する経費や英語教育の強化を図るための経費など3,525万円を計上しております。

続いて、公債費につきましては、4億4,171万円、前年度対比573万円、率にして1.3%の増となります。

次に、諸支出金につきましては8,247万円で、公営企業会計への支出金となります。これは寄簡易水道事業会計と下水道事業への繰出金などになります。

予備費につきましては4,000万円、前年度対比800万円の増額となります。

以上が一般会計における令和6年度当初予算案のあらましとなります。

続きまして、特別会計、企業会計について御説明を申し上げます。国民健康保険事業特別会計につきましては、予算額11億5,884万円、前年度対比1億203万円、率にして8.1%の減となります。主な減額要因につきましては、75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行する被保険者の増加による、国保加入者の減少に伴う保険給付費及び保険税収入の減額によるものでございます。国民健康保険事業の運営につきましては、平成30年度の国民健康保険制度広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県のご指導の下、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。

松田町の国民健康保険は、被保険者の減少や高齢化、さらに軽減税率の拡充などから、保険税収は前年度対比8.54%減となっています。制度改革の影響を鑑みながら事業遂行、保険費の適正化、医療費の適正化に取り組んでまいります。また、引き続き保険者努力支援制度による交付金の財源確保をもとに、管理栄養士を配置し、生活習慣病の重度化予防に傾注してまいります。保健事業においては、地域包括ケアシステム推進事業として、健康の見える化事業に引き続き取り組むとともに、健康相談事業として、健康福祉センターで幅広い年代層を対象とした健康相談を実施してまいります。健康相談に係る人件費は、

交付金の対象となっております。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計につきましては、予算額5,431万円、前年度対比675万円の増額、率にして14.2%の増となります。主な増額要因は、国の法整備に伴い、会計年度任用職員の期末勤勉手当が支給されることにより、人件費の増額、外来患者の増加を見込み、医療品、医療用消耗品の増加による医業費の増額になります。国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼され、身近で安心な医療が受けられる医療機関として重要な役割を担っております。引き続き、専属の医師と県立上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様方の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

続いて、介護保険事業特別会計につきましては、予算額11億6,368万円、前年度対比905万円の増額、率にして0.8%の増となります。介護保険事業につきましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の1年目の年となります。計画に基づき、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの推進を重点目標とし、高齢者の自立支援と、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るため、適正なサービス提供を進めてまいります。

次に、用地取得特別会計につきましては、予算額1,534万円、前年度対比2万円の減額、率にして0.1%の減となります。平成27年度に取得しました旧松田土木事務所跡地の起債に対する元利償還金を計上しております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額2億3,428万円、前年度対比4,148万円の増額、率にして21.5%の増となります。主に増額の要因は、75歳となり後期高齢者医療制度に加入する方の増加による、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険料収入の増額によるものでございます。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほか、一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出する広域連合事務費負担金として850万円と、法令の市町村定率負担金1億3,638万円を合わせて、総額1億4,488万円を計上しております。

続きまして、3つの企業会計について御説明を申し上げます。初めに、上水道事業会計につきましては、予算額2億7,954万円、前年度対比762万円の増額、

率にして2.8%の増となります。主な増額の要因は、宮下水源の水害対策工事等によるものでございます。水道使用料収入につきましては、前年度対比161万円の減少となっており、資本的支出では宮下水源水害対策として、ポンプ室の浸水対策等を予定しております。引き続き、安全でおいしい水の供給と、非常時に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、新たに企業会計に移行いたしました寄簡易水道事業会計につきましては、予算額6,307万円、前年度対比829万円の増額、率にして15.1%の増額となります。主な増額要因は、公営企業会計化に伴う減価償却費の計上によるものでございます。水道使用料収入につきましては、前年度対比159万円の減額となっておりますが、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう安定した供給を行ってまいります。

続いて、企業会計に移行いたしました2つ目の下水道事業会計につきましては、予算額3億9,277万円となり、前年度対比1億2,927万円の増額、率にして49.1%の増となります。主な増額要因は、こちらも公営企業会計化に伴う減価償却費の計上によるものでございます。快適な暮らしを営むための生活環境の向上と、河川環境の保全に向けて、計画的に下水道の整備及び維持管理に取り組んでまいります。今後も収支バランスを勘案しながら、健全な運営に向けて、町民、議員の皆様方の御意見を頂きながら進めてまいります。

以上が、令和6年度当初予算案と、当面の施政運営につきまして、私の所信の一端を述べさせていただき、これにて終わりとさせていただきます。本日から10日間、定例会のほう何とぞよろしく願いいたします。

副 議 長 町長の所信表明を終わります。

日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和5年第4回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

副 議 長 日程第5「仮議長の選任を議長に委任する件」に入ります。

お諮りします。議長に事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定によって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、この会期中における仮議長として、飯田一君を指名いたします。

1 1 番 飯 田 ただいま副議長から御指名を賜りました。謹んでお受けします。よろしくお願ひいたします。

副 議 長 日程第6「陳情第1号政党機関紙の庁舎内勧誘における実態調査を求める陳情」を議題といたします。

この陳情書は議会運営委員会へ付託します。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。10時25分に再開いたします。(10時09分)

副 議 長 それでは休憩を解いて再開いたします。(10時25分)

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

それでは、日程第7「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 中 津 川 それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第4番 中津川定雄。件名、最大震度6強が想定されている松田町における地震災害対策について。

要旨。能登半島地震は未曾有の災害となりましたが、松田町は南海トラフ地震に関し、地震防災対策推進地域に指定をされています。そこで、町の地震災害対策について伺います。

1、今回の地震では多くの方が家屋の倒壊により犠牲になりました。町に

おける住宅の耐震化の現状や今後の取組について。

2、被災地では水道施設の深刻な被害が続き、断水が長期化しています。町では老朽した水道管は地震に強い管に順次敷設替えを実施するとしていますが、耐震化の進捗について。

3、寄地区は幹線道路の崩落により孤立する可能性が高いと思われませんが、町の地域防災計画には応急対策についての記述がありません。応急対策についてどのようにお考えですか。

どうぞ以上よろしくお願いをいたします。

町 長 中津川議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問にお答えいたします。本町の住宅の耐震化につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、松田町耐震改修促進計画を策定し、令和3年3月には計画改定を行い、随時取り組んでいるところでございます。この計画では、昭和56年6月以前に建築されました現行の耐震基準に満たない旧耐震基準の建築物の耐震化を促進し、安全性の向上を図るため、目標や施策等を定めております。本町の住宅の耐震化率は令和2年度の調査数といたしまして72%であり、28%に当たる1,235戸が耐震基準を満たしておりません。

こうした現状の改善に向けた本町の取組は、木造住宅における安全確保を目的とした耐震診断費用の補助、耐震改修工事の補助など支援策を設けるとともに、同制度の利用を促進するため、町広報紙、ホームページなどによる周知や、神奈川県建築士事務所協会と連携した無料相談会、対象家屋への戸別訪問や、固定資産税の通知をする際に案内を同封するなど実施しておりますが、成果に結びついていない状況でもございます。利用実績が伸びない主な原因といたしましては、仮に診断により耐震化の必要性が判明しても、耐震工事の費用が大きな負担となることと伺っております。松田町内において、特に高齢の方のお住まいは、旧耐震基準のケースが多いと推測されていますので、費用負担が大きくなることが望ましいとも考えております。

今後につきましては、近年起きている地震による被害となる原因の傾向を踏まえ、耐震化の重要性を改めて認識された方も増加していると思われしますので、

広報活動や戸別訪問を継続的に実施する中で、補助制度等の利用促進に係るアプローチの強化と、併せて各種制度の利用に関する課題をお伺いし、より本町の実情に即した耐震化を促進してまいります。

2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。本町の水道事業は、松田地区に給水する上水道事業と、寄地区に給水する寄簡易水道事業がありますので、それぞれの管の状況についてお答えをいたします。

まずは、町では水道ビジョンについて、水道水供給の根幹である水源から配水池につながる送水管と、有事の際の避難所や医療施設につながる…ごめんなさい。配水池につながる送水管と、有事の際の避難所や医療施設につながる配水管を対象に、管路の実使用年数の更新基準による耐用年数を、50年を迎える管から順次耐震化を進めることとしております。上水道事業の水道管布設の総延長距離は45.4キロでございます。そのうち送水管は、約4.9キロメートルあるうちの耐震管は2.2キロ、避難所等につながる配水管は約8.2キロありますが、耐震化はされておられません。その理由といたしましては、上水道事業の管路は昭和55年度から平成19年度にかけて下水道の整備を行うと同時に、水道管の布設替えを行っていることから、ほとんどが耐用年数に達していないため、耐震化せずにいる状況でございます。今後、令和4年度に策定いたしました施設更新計画により、まずは主要水源であります宮下水源の浸水対策を行った上で、令和11年度から耐用年数を迎える主要管路から優先的に耐震化を実施する予定であります。

次に、寄簡易水道事業の水道管布設の総延長距離は27.6キロメートルでございます。そのうち、送水管は約6.8キロメートル、避難所等につながる配水管は約6キロありますが、どちらも耐震化はされておられません。その理由といたしましては、寄簡易水道事業は組合水道からスタートし、必要に応じて部分的に改修を行っておりますが、厳しい経営状況により施設整備が進んでいない状況でございます。今後は、令和6年度にも引き続き開催予定をしております水道事業運営協議会にて、これらの課題と安定した事業経営について審議を行い、安定化を図った上で、施設更新計画に基づき、計画的に管路の安全性を高めて

まいりたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。県道710号に依存する寄地区は、令和元年台風19号のときに、夜中、県道・町道が土砂崩れにより孤立した経緯があることは承知しております。町の地域防災計画において、孤立対策の記述がない理由といたしましては、孤立対策は原則国や県などの支援が前提となるため、町の防災計画には定めず、当然のこととして対応することを前提としているからでございます。

そのような中でありますが、松田町といたしましては、通信手段として地域振興MC A無線という独立した無線系を使用し、固定電話や携帯電話などほかの影響を受けず利用ができるようになっておりますので、寄出張所や自主防災会、及び消防団に配備しているMC A無線機を活用し、町災害対策本部との情報共有をし、必要な指示を受けることが被災時にも可能となっております。

また、人命救助や危険な場所からの避難におけるヘリコプターの活用ですが、寄地区にはみやま運動広場、寄小学校校庭及び旧焼却場跡地にヘリポートが指定されており、ヘリポートがない着陸困難な場所では、ホイストやスリングロープを利用し、捜索救助や人員輸送なども可能かと思えます。ヘリコプターの要請は、町が災害や孤立の状況を報告し、国や県がヘリの運用を判断することとなっております。

通行不能となった道路の復旧につきましては、国道や県道、町道など、各道路管理者の計画において土砂を撤去しますが、閉鎖された道路が人命に影響を与えると判断された場合は、国が緊急に復旧を行います。

飲料水や食料などの備蓄品の確保は、町として寄地区の孤立を考慮して、寄小学校防災倉庫へ計画的に備蓄をしております。寄地区の食料を令和3年度1,800食から毎年増やし、令和6年度末には7,800食を確保し、飲料水は令和3年度ペットボトル、1.5リットルのペットボトル1,416本から、令和6年度末には4,350本を確保するとともに、各種の応援協定に基づき水道事業者との連携体制を強化するなど、孤立した際の食料等を担保しております。

そのほか、町と災害時における燃料等の供給に関する協定を、日本BCP株

式会社と提携をし、各種燃料から飲料水などの補給を町が要請した場合、2トンや3.5トン車と小さく機動性が高い装備車両を活用し、少しでも早く物資を届けることが可能となるよう体制を整えております。

以上が孤立した場合の主な応急対策ですが、国や県の支援がない状況でも3日間以上耐えることができるよう、町全体の応急対策の充実を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

- 4 番 中 津 川 答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきますけども、この質問に際してですね、能登半島地震で犠牲になられた方や、被災された方々にですね、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平常の生活に戻ることができますよう、心よりお祈りを申し上げます。

元日の夕方、能登半島一帯を襲ったですね、大規模地震は、死者、安否不明者合わせて240名を超えるという未曾有の災害を引き起こしました。松田町で想定されている震度6強と同じ揺れに見舞われた石川県の珠洲市ですけども、人口が約1万2,900人、世帯数は約5,500世帯という、松田町よりは少し大きい市でございますけども、全壊した家屋が3,100棟、半壊家屋が2,400棟という災害となりました。能登半島地震でですね、亡くなられた方の死因の約6割が家屋の倒壊による圧迫死や窒息死だったとされております。また、年齢的には60歳以上の方がですね、全体の7割を超えているという状況でございます。

平成27年の3月にですね、神奈川県が公表いたしました地震被害想定調査ですけども、地震発生の切迫性が高いとされている神奈川県西部地震、県西地域では震度6強の最大震度が予想されていますけども、この地震による松田町の建物被害はですね、全壊・半壊合わせて220棟とされています。多くの方が居住する住まいをなくしてですね、失い、家屋の倒壊によってですね、人的被害が発生することも懸念をされております。

松田町における住宅の耐震化率については、先ほど答弁がございました。町がですね、令和3年3月に発行した松田町耐震改修促進計画、リーフレットが発行されてますけども、これにもですね、令和2年度実績で72%となっております。この計画はですね、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の災害に

鑑みですね、施行されて、全国の自治体で取り組んでいる施策ですけども、県西部地域ですね、それぞれ最大震度6強が想定されていますが、近隣ですね、市・町における住宅の耐震化率、これがどのような数字になっているのか、分かる範囲でお答えを頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり課長 ただいま御質問頂きました近隣の市町の耐震化率ということでございます。調べさせていただいた手持ちの中ではですね、足柄上郡ほかの4町についてお知らせをさせていただければと思います。まず、中井町でございます。耐震化率68.1%、また山北町、こちらは72.5%、開成町79.6%、そして大井町ですね、こちらが一番高く86.3%でございます。これら数値ですね、それぞれの自治体が発表してる年次に大分差がございまして、松田町は令和2年度ということで御案内をしましたけれども、平成27年の数値を用いてるところもございまして、から令和5年の間の幅ということで御了承頂ければと思います。

4 番 中 津 川 今、ちょっと近隣ですね、4町の耐震化率も聞きましたけども、開成町はですね、79.6%、80%近いわけですけども、開成町は神奈川県の中でもですね、県内一人人口の増加率がね、高いところなので、新しい耐震基準で建築された家屋が高いということがよく分かると思いますけども、意外と大井町が86%を超えているということで、ちょっとこれは意外に感じました。ちょっと山北町の耐震化率が、ちょっと今、聞こえなかったんですけども、山北町も松田町同様ですね、かなり古くから多くの方が住んでらっしゃる土地ですので、またその辺もまた分かればですね、教えていただければと思います。

先ほど話ありましたけども、今の松田町の耐震改修促進計画、この期間は令和3年度から令和7年度までの5か年となっておりますけども、平成27年度にですね、改定された前計画、この前の計画ですけども、そのときの計画ですと5年後の令和2年度の耐震化率の目標値というのが90%になっています。実際には先ほどの答弁のようにですね、72%でした。平成27年度の実績値というのが69%、ですから5年間で3ポイントしか上がっていません。このですね、耐震化率が伸びていない理由について、分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まちづくり課長 ただいまの御質問でございます。議員おっしゃるようになりますね、この計画の中で実績値として、この5年間で69%から72%というのが実績でございます。なかなか伸びていかないという理由につきましては、先ほど答弁の中でもさせていただきましたが、改修の制度いろいろあるんですが、なかなかこれの利用に結びついてきていないというところがございます。じゃあこの3%が何なのかというところがございますけれども、こちらというのは各年度においてですね、建物がいろいろ更新をされていく部分がございます。年次の新築ですとか、こういった数字を加味した調査の結果でございます。以上です。（「山北の数値。」の声あり）

すみません。先ほど山北の数値ということでございます。72.5%、これは令和5年度の数字でございます、はい。以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。山北もほとんど、今聞くと松田町と同じぐらいの、それも最近、直近のですね、令和5年度の実績値ということで分かりました。ありがとうございました。

5年間で3ポイントしか上がっていない理由についてはですね、今、ちょっと回答ありましたけれども、なかなか町民の皆さんがですね、耐震に関するちょっと関心が低いのかなと思いますけれども、ここです、能登半島地震でテレビの映像見てもですね、本当に、以前は作られた画像で被災状況が家に映ったんですけども、今はもう本当、車載されてるカメラから、本当に生々しいですね、映像が目の当たりにします、確かに皆さん、町民の皆さんもですね、危機感というか、そういうのをちょっとここで生まれたのかなと思いますので、少しでも関心を持っていただければなと思っております。

今、松田町のほうでも耐震化の取組に向けてですね、町民相談窓口とか、無料耐震相談会の開催、それから町の職員によるですね、戸別訪問など実施されているということですが、それぞれについてですね、開催の状況ですとか、それによる成果についてちょっとお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。先ほど答弁でもさせていただきました相談窓

口につきましては、一義的にはまちづくり課のほうで入り口の相談といえますか、こういったところは担ってございます。無料の耐震相談会、こういったものはですね、人が多く集まっていたりするようなイベントのときにですね、例えば町の文化祭等でですね、ちょっとブースを設けさせていただいて、こういった相談会を開催をしたりしております。

また、戸別訪問にも触れていただきましたけども、こちらについては昭和56年、この基準の、以前の旧耐震と思われる方の訪問を年間です、大体80軒ぐらいの方をお伺いさせていただきまして、御不在の場合は通知を置くなどしてですね、耐震化に関する情報提供をさせていただいております。

あと広報紙等ではですね、先ほど申し上げた耐震診断等の制度、支援制度についての御説明というのを年間2回ほどはさせていただいているかなど。当然ホームページ等にも載せさせていただいて、最後どうしても不動産の件でございますので、税務課さんで、税務課のほうからお出しするですね、固定資産税等の通知に同封をさせていただいてですね、こういった周知、これは全世帯にやらせていただいておりますけども、そういった工夫で取り組んでおるところでございます。（「成果。」の声あり）

取組に関して成果ということでございます。成果というのは数字の実績というふうに捉えてもよろしいですか。（「はい。」の声あり）成果といいますと、我々としては耐震診断の支援の制度をどの程度使っているかということになりますけども、そういった形でもよろしいですかね。そういたしますとですね、耐震診断の支援制度の活用に関係しているのが、ここ10年間で大体8件でございます。また、耐震改修の工事、こちらに関係しているのは10年間で4件、実績としては少のうございますが、こういった成果に関係しているのかなと思っております。以上です。

4 番 中 津 川 成果としてですね、耐震診断のほうがこれ10年間、10年間。10年間で8件、それから工事のほう4件ということでした。町民の方の中にはですね、ちゃんとした制度を、ちゃんと認識していらっしゃる方はこの制度を有効にね、使ってもらっている方が本当に多いと思っておりますけども、やっぱりこの制度の周知が

大変重要じゃないかなと。町の職員がですね、戸別訪問しながらいろんな情報提供したりしてるわけですから、もう少しそういう身近な存在であるような制度であるべきなので、いろんな、例えば今、回答の中でありましたけど、町のホームページとかね、そういったところでも周知されてると思うんですけども、今回の地震の発生に鑑みですね、町の「広報まつだ」でやっぱり特集を組んでですね、制度の在り方ですとか、町が取り組んでる内容だとかね、それとあとは個人の皆さんが備蓄すべきもの、例えば水にしろ、トイレにしろ、そういったものを含めてですね、この機会に再周知する取組も必要じゃないかなというふうに思っています。「県のたより」の3月号では既にちょっと特集的な記事が載ってましたので、ぜひ町のほうもですね、広報紙をうまく活用していただければというふうに思います。

耐震化の促進するために創設された制度ですけども、先ほどの回答のようですね、耐震、活用件数が10年間で先ほどの4件と8件ということですけども、先ほどの答弁の中でね、耐震の必要性が判明してもですね、耐震費の実際の工事費が大きな負担になるので、なかなか踏み切れないというような回答がありましたけども、高齢化が進んでですね、家族ごとには後継者がいない。後継者がいなくて、高齢化だけ、お年寄りだけになってしまうというような原因もですね、一つあるのではないかなと思いますけども、いろいろと窓口相談とかですね、戸別訪問された中で、そのような意見とか御意見あったのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

まちづくり課長 ただいまの御質問は、なぜなかなかこの支援制度活用に結びついていかないかという点で、実情でございます。先ほど申し上げた戸別訪問の際にはですね、いろいろな方々と面と向かってお話をさせていただくこともございます。その際に、やはり今、議員御指摘のとおりですね、高齢化された方が多い中で、やっぱり投資というのは非常に厳しいということでもございました。そのような中ですね、補助制度としては、先ほど言った耐震の改修工事もあるんですけども、新たに防災ベッドというものもちょっと取組を始めたところです。これは頑丈なベッド状のものでですね、要は寝てるときに、もしくは家の中で避難できる

場所というものも整理して始めたところなんですけど、まだこれは活用に結びついてないというのが現状でございます。こういったもの、費用面であれば特にこういった新しめのですね、防災ベッドのような取組というのもやはり少しアプローチしていただければなというふうに考えていますので、そこら辺はこれからの啓発でですね、一つ考え方として入れていこうかなと思っております。

副 議 長 あとホームページ等の掲載等について。ホームページに掲載等については。
まちづくり課長 すみません。ホームページの掲載や広報紙のお話でしょうか。こちらについては御提案頂いて…頂きましたので、ぜひ検討してまいりたいと考えております。耐震のお話だけではなくて、災害ということ全般論かと思っておりますので、そういったことを踏まえて考えていきたいと思っております。

4 番 中 津 川 現在のですね、このリーフレットにある耐震改修の促進計画で、これ平成7年度の目標値が95%、耐震化率が95%というようなですね、高い設定をされていますけども、これまでの話を聞くと、なかなかハードルが高いのかなというふうに思っています。この制度をですね、活用して、耐震化率を進めるのであればですね、これ補助額、今は耐震診断の上限で5万円…あ、7万円で、工事のほうで上限で50万円となっていますけども、この補助額をですね、もっとアップすることって必要ではないかなと思っております。特にですね、高齢者や障害をお持ちの方についてはですね、やっぱり手厚く補助すべきであるというふうに私は考えますけども、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。補助金額の、もしくはその上限額、補助率、こういった面で県内もいろいろな自治体が取組をしている中でですね、おおむね平均的な補助設定でございます。こちらについてはですね、今回、今、御指摘も頂いております能登半島の震災、地震におきまして、こういった状況がありますので、県内でもそれぞれですね、情報を持ち寄って皆でいろいろ検討しようという機運も高まっております。やはりおっしゃっていただいた災害弱者、災害のときにやはり弱い方、こういう方がですね、特に厳しい状況になりますので、そういった視点を大事にしながら、ちょっと制度の検討というのを進めてまいりたいと、担当としては思っております。

4 番 中 津 川 ぜひですね、前向きな検討をですね、お願いしたいと思います。

次に、住宅に関連してですね、公共建築物の耐震化について少し伺います。町では災害対策のですね、総合拠点として、ここの庁舎を平成18年に免震構造で完成させてますけども、学校の教育施設についてもですね、耐震機能の強化を図っていますが、町のですね、公共建築物が78棟ございますが、そのうちの耐震性があると判断されてる建物は74棟となっています。耐震化率にしては95%ということで、高い水準だと思いますけども、耐震性なしとですね、判断されている4棟というのが、松田町体育館、寄の自然休養村管理センター、最明寺史跡公園の管理棟、スプラポの車庫ですが、不特定多数の方がですね、ふだんから利用されている松田町体育館と自然休養村の管理センターについてはですね、耐震性の向上をですね、図る必要があると考えます。松田町体育館についてはですね、小学生が放課後の居場所として利用できる施設として「クラブハウスまつだ」というふうに位置づけられて、2月の17日に開所式が執り行われたようですけども、ふだんから不特定多数のお子さんが利用し滞在する施設です。自然休養村管理センターはですね、宿泊施設であり、食堂も併設されていて、多くの利用者があります。それぞれのですね、施設を安心・安全に利用できるようですね、耐震性の向上をですね、最優先すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。御対応よろしくお願いたします。

総 務 課 長 今、議員の質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。公共施設整備、公共施設個別施設計画の所管課としましてですね、公共施設個別計画の見直しというお話だとは思いますが。特に議員がおっしゃられるように、町体育館と管理センターにつきましては、耐震性につきましては免震工事等は行っておられないような状況でございます。公共施設個別計画のスポーツ・レクリエーションのですね、現状と課題においても、それぞれ町体育館や管理センターの位置づけに、それぞれ更新の見直しや修繕等の検討が必要だということは十分認識しておりますので、一応この公共施設個別施設計画というのはですね、計画の期間内であっても、計画の進捗状況とか社会情勢の変化なんかに応じて適時見直すことができます計画でございますので、まずはですね、町体育館や管理

センターを担当してます所管課とですね、現施設の見直しや在り方について方針を定めるなど調整しましてですね、工事の時期とか、耐震性をどうするのかということも含めながら検討して、なるべくですね、ただ申しました公共施設等施設個別計画等に反映するように対応していきたいと考えております。以上です。

4 番 中 津 川 回答ありがとうございました。令和3年の3月に策定されてます松田町公共施設の個別施設計画の中にですね、耐震化の安全確保の実施方針というのが記載されてます。耐震性にですね、不安の残る建物については、施設の利用状況や災害時の防災拠点としての必要性と機能確保を検討し、優先度を検討してですね、耐震補強を進めるというふうに記載されてますので、今、答弁ありましたけども、ぜひですね、前向きなですね、耐震補強のほうを進めていただければと思います。

建築物についてはですね、増えている空き家にもですね、課題がございます。国交省の調査によると、空き家の約7割がですね、現在の耐震基準がない昭和55年以前の建物であって、耐震性が悪くですね、倒壊の危険性が高いというふうな報告があります。空き家がですね、地震とか台風などで倒壊するとですね、人的被害が発生したり、また倒壊することによって、道路が塞がって避難経路が遮断されるというような二次的被害も懸念されますので、町としてもですね、この空き家の解消に向けた取組を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次にですね、水道施設の耐震化について再質問させていただきます。被災した石川県ではですね、道路と配水管がですね、広範囲にわたって損傷して、断水が今でも続いています。現在も1万8,000戸ぐらいでですね、断水が続いて、住民の皆さんは不自由な暮らしを余儀なくされています。先ほど松田町の水道管のですね、耐震化の進捗については、それぞれ松田地区の上水道事業と、寄地区の簡易水道事業ということでそれぞれ答弁がありました。町ではですね、令和5年度から14年までの10年間における水道のあるべき将来像と、実現のための具体的な施策や行程を示すものとして、松田町水道ビジョンを昨年改定しています。この中にですね、水道施設の現状と課題で、耐震性について

のですね、基準がございます。管路については耐震管がですね、松田地区の上水道では全体の5.4%に当たる2.2キロメートル。寄の簡易水道はですね、先ほど耐震管のないところということで町長のお答えがありましたけども、部分的な改修をしてる中で、耐震管も少し、若干入ってるようですけども、全体の1.8%に当たる0.5キロメートルが布設されています。町全体の耐震化率とすると、平均すると3.7%程度になるんですが、全国平均は27%、神奈川県平均は57%としてありますけども、それらに比べると大変低い状況になっていると思います。神奈川県内、やっぱり県西部地域のですね、他の市町でですね、どの程度水道管の耐震化が進んでいるのか、状況が分かれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

環境上下水道課長 耐震化率のデータというのはいろいろあるんですが、比較できる最新データとしまして、神奈川県が公表している「令和3年度神奈川の水道」という統計がございます。これによりますと基幹管路、主要管路の耐震管の割合で比較いたしますと、上郡5町では、まず松田町は5.3%、中井町3.7%、大井町1.6%、山北町40.2%、開成町48.9%、その他南足柄市は10.3%、小田原市は59.1%という状況でございます。

4 番 中 津 川 今ちょっとお聞きすると、結構差があるんですね。開成とか山北が結構高い水準ですけども、松田町は順番で言えば中間ぐらいなんですけども、引き続きですね、耐震化については進めていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、管路の耐震化については令和11年度から耐用年数を超える…超えるというかな、耐用年数を迎える主要管路から優先的に実施するということでしたけども、松田水道ビジョンの中にですね、年次計画があるんですが、そこではですね、基幹管路の耐震化は令和6年度から順次実施と、順次実施とされていますけども、令和6年度に耐震化する基幹管路というのはあるのでしょうか、お願いします。

環境上下水道課長 令和6年度につきましては、現在宮下水源のほうの浸水対策を行っておりますので、そちらのほうをまずは優先しておりますので、もしも緊急で直すような場合の管路がございましたら、そこは今度は耐震管を入れるべきのところか

らは対応するというような形に考えております。

4 番 中 津 川 計画がまだないんですけれども、必要などころについては、例えば道路の改良があったところの部分は耐震管を入れるとか、そういうことで理解してよろしいんですかね、はい。

管路のほかにですね、いろんな配水池とか送水施設ありますけども、配水池についてはですね、災害時に応急給水を行うための水を確保していくということで、大変大きな役割を担っていますけども、松田地区と寄地区を合わせてですね、16か所配水池がありますが、そのうちですね、10か所の配水池については耐震性が不明であるというように水道ビジョンのほうに記載をされています。また、送水ポンプのですね、耐震診断が未実施だというふうになっております。水道水のですね、供給の根幹となるですね、送水施設とか配水施設の耐震診断、これをですね、早急に実施して、必要に応じて計画的に耐震補強を進める必要があるのではないかなというふうに思っています。

それから耐震、災害対策としてちょっと備えている応急給水施設について伺います。緊急貯留槽がですね、平常時は水道管の一部としてですね、機能して、非常時には緊急遮断弁が作動してですね、貯留槽となってその水を飲料水として使う水槽のことを言いますけども、現在ですね、松田中学校、松田小学校、それと役場前庁舎駐車場の3か所に設置をされていますが、寄地区には設置をされていません。今後ですね、寄地区に設置する予定はあるのでしょうか、伺います。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。現在のところ耐震性貯水槽の計画はございません。しかしながら、先ほど答弁でもありましたとおり、備蓄水というところで現在約800人3日分というところを寄地区で確保するようにしています。あと、その他の手段において耐震性貯水槽の補完に代わる手段で、当面の飲料水というのを確保したいと考えてます。以上です。

4 番 中 津 川 寄には設置する予定が今ないということですけども、ちょっといいのかなと。この後孤立化のちょっと話も質問をするんですけども、ちょっと非常に残念な回答だと思います。緊急貯留槽は、先ほど言ったように緊急遮断弁が作動して

貯留するということですが、配水池でもですね、緊急遮断弁をつければ緊急の貯留槽と同様ですね、機能を確保することができますので、配水池に大きな貯留槽、40トンとかですね、大きな貯留槽を入れると、また大きな工事もかかってしまいますけれども、配水池に緊急遮断弁をつけることで応急給水用の水が確保できるということもできますのでね、その辺はですね、計画的に進めていただければなというふうに思います。

あともう一つはですね、自家発電設備、これもですね、今、宮下水源と中河原水源、それから寄の弥勒寺水源の3か所だけになってるんですね。多くの設備がですね、停電時にはポンプがぽんと停止して水の供給ができなくなりますので、その辺もですね、含めてですね、緊急遮断弁と自家発電設備については地震対策としてはですね、大変不可欠な附帯設備というふうに考えてますので、ぜひですね、計画的な整備のほうをお願いしたいというふうに思います。

断水についてはですね、大災害のたびに繰り返されてきた深刻な課題です。東日本大震災でもですね、約257万戸が、最大約5か月断水が継続をしました。衛生的な水をですね、十分に得られない状況が長く続けば、感染症の拡大ですとか、災害関連死の増加にもつながると思います。石川県知事さんでもですね、今回の災害を見てね、耐震化が十分でなかったというようなコメントもされています。水道施設のですね、耐震化やですね、水環境の整備というのは不可欠でございますので、引き続き災害に強いライフラインの構築に取り組んでいただければというふうに思います。

次にですね、寄地区の孤立化について再質問させていただきます。震度6強のですね、揺れが発生すると、住宅や公共土木施設、ライフラインなどの被害のほかにですね、崖崩れや山腹崩壊が発生することが予想されます。寄地区に通じる県道710号や、秦野市から通じる土佐原林道、山北町に通じる寄11号はですね、道路が寸断し、寄地区全体が孤立する可能性が高いと思われます。特に幹線道路である県道710号はですね、山腹斜面の高い位置に山を切り崩して造った道路ですので、被災する可能性は非常に高いなというふうに考えます。

県道710号をですね、緊急輸送を確保するという事で、緊急輸送道路に指

定をされています。道路管理者である神奈川県の県西土木事務所ではですね、橋梁の耐震補強ですとか、今も毎年継続して実施してますけども、道路の下斜面のり面補強工事、これを実施していますが、大規模地震によってですね、道路が崩落するということですが、崩落土砂で道路が埋まった場合には、その土砂を取り除けば比較的短期間にですね、応急復旧ができますけども、道路そのものが崩落した場合にはですね、これはですね、復旧までに相当の日時を要することが予想されます。

そんな中でですね、先ほどの答弁では、孤立対策は原則国や県などの支援が前提になるので、町の防災計画には定めずに当然のこととして対応するというようなお答えがございましたけども、地域防災計画はですね、災害に備える準備と、災害が発生したときの行動計画を明確にするために、その地域ですね、地形ですとか特性を踏まえた計画でなければならないというふうに思います。地形的にですね、寄地区が孤立の可能性があるのであればですね、孤立対策は町の地域防災に反映させるのではないかなというふうに考えます。例えば孤立した際にはですね、寄地区の被災状況ですとか、応急復旧などについてですね、町の災害対策本部と連絡調整をする寄現地対策本部のようなですね、組織の設置は当然必要になります。設置する場所ですとか、じゃあ誰が孤立したら開設するのか、誰が責任者として統括するのか。情報収集や連絡調整の人員配置などですね、大規模地震が発生した際、町全体が甚大な被害を被って混乱してる中でですね、その中でも迅速かつ的確な指示・行動ができるようにですね、あらかじめ地域防災計画に規定すべきじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

安全防災担当室長

ただいまの質問にお答えします。町長の答弁にもありましたとおり、町は孤立化した場合の応急対策の充実を今後図っていくというふうにありますとおり、地域防災計画の中で現在記載がありませんが、現在改定中の地域防災計画の中で、孤立に関する概要や骨子というのを当面記述したいと考えてます。また、その孤立に対する具体的な処置とか、そういったものを今後検討していきたいと考えてます。以上です。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございます。ちょうど今、地域防災計画のですね、改定作業中ということもありまして、あえてこの場でちょっと質問をさせていただきました。どうぞ前向きにですね、地域防災計画に反映させていただけるように、よろしく願いをいたします。

孤立した際にですね、寄地区の被災状況をいち早く情報収集できるのは、ドローンによる空撮が有効だというふうに考えます。町は、令和2年9月に株式会社コヤワタオフィスと包括連携協定を締結しています。協定内容の中には、防災災害対策におけるドローンの活用、利活用がございます。災害発生時における被災地のドローン撮影に関して、被災地、被災後、被災後すぐにですね、出動できる、あるいは町のほうから出動させられるような仕組みづくりを早急に整備する必要があると考えますけども、その辺のお考えをお聞かせください。よろしく願いします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えいたします。コヤワタオフィスのほうのドローンと、昨年6月20日に調整をいたしまして、基本的には災害時の危険とか風水害の雨の中というのは、カメラに制限があるというところで難しいのではないかと向こうのほうには言われたところです。その中で、災害後の地形の点検や、あるいは人が入るのが困難な森林、河川沿い、そういったところの事後の安全確認、調査に使えるのではないかとというところで調整をしているところであります。併せまして、小田原消防本部に令和4年8月から災害用ドローンという運用を開始しておりまして、松田も当然その地区に入っております。実績といたしまして、林野火災や水難救助のところでは小田原のドローンは今、運用実績があります。今後もそういったものを含めて、ドローン対策というのを検討していきたいと考えてます。以上です。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございます。町のほうも、コヤワタオフィスだけではなくて消防関係のほうとも連携して、早急なですね、情報収集が取れるような対策を取ってるということで、少し安心したところでございます。コヤワタオフィスのほうとのですね、協定についても、迅速な対応が取れるようにですね、早急に仕組みづくりをつくっていただければなというふうに思います。

寄の中津川にはですね、田代橋と大寺橋が、それから虫沢川にはですね、谷戸口橋、沢入橋、虫沢橋、長寿橋がそれぞれ架設されてますけども、大規模地震によってこれらの橋が落橋すると、それぞれの集落、それぞれの集落が孤立することになります。これら町管理の6橋のですね、耐震状況についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

まちづくり課長 寄地区における橋梁の耐震状況でございます。先ほどおっしゃったですね、田代橋から。田代橋、平成28年度、大寺橋、平成30年度、こちらについては橋脚を補強したりですね、落橋、橋が壊れないような部材の設置、こういったものをしております。また、虫沢橋、長寿橋につきましても、これ令和元年、2年、それぞれですけども、同様の装置をつけていると。沢入橋については長寿命化ということで、橋梁については御案内のとおり5年ごとの点検をしております。その中で、耐震化の不要であるということでございます。今ので5橋なんですけども、谷戸口橋については比較的、これがですね、道路法の関係の道路に当たらない部分がございます、点検等がまだしていないという状況でございます。以上です。

4 番 中 津 川 今のお答えの中で、谷戸口橋については点検とかはされてないという話ですけども、比較的最近架設された橋ですので、現在の耐震基準に合った構造だとは思ってます。先ほど田代橋と大寺橋についてもですね、お答えあったんですが、落橋防止を設置しているということですけども、これ大体震度幾つぐらい相当の震度に耐えられるようなものになっているのか、その辺、分かれば教えてください。よろしく申し上げます。

まちづくり課長 すみません、明瞭な各橋ごとのものが分からずに大変恐縮でございますが、当然防災計画や国等の基準に基づいて一定規模、恐らくという表現は大変恐縮ですけども、震度6、7、しっかり耐えられるということで設計がなされているものと思います。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございます。町のほうもですね、いろいろと施設の点検とかですね、されてると思いますけども、ちょっとした異常がですね、大きな事故につながることもありますので、その辺も日々ですね、点検のほうもど

うぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

寄のみやま運動広場にですね、県の防災倉庫が設置されていますけども、以前町の総合防災訓練のときにですね、県の担当者に来てもらって、備蓄されている資機材の取扱いについて説明を受けたことがありますけども、現在ですね、備蓄されている資機材の内容とか数量について、町のほうでは把握をされてるのでしょうか。県のほうでも点検とかされてると思うんですけども、点検ごとに県のほうから町のほうに報告があつたりするのでしょうか。その辺ちょっと確認させてください。

安全防災担当室長 お答えします。物の内容は把握しています。発電機4、投光器6、テント4、組立てトイレ8、ジャッキ1、担架5、ベッド10、削岩機1、チェーンソー6などです。また、点検終わった後、県のほうから我々のほうに連絡が来ます。以上です。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございます。その県の防災倉庫のですね、鍵については地元の消防団と自治会長が保管をしておりますけども、孤立した際にはですね、住民自らが資機材を活用することになりますので、以前私は自治会長のときにその説明受けたんですけども、自治会長のほうどんどん、どんどん代わつてますので、資機材の取扱いについてですね、県のほうから寄地区の各自主防災会を対象としてですね、そういった研修会、説明会、これを開催する必要があるんじゃないかなというふうに思つてますが、町の御意見をお聞かせください。

安全防災担当室長 お答えします。町と県の間で覚書がありまして、平時において相互に連携しながら効率的に機材を使用して取扱いに習熟するとあります。実際被災した時の運用を考えれば、地元自主防災会等のメンバーが取り扱う可能性が高いと考えてますので、研修、訓練、そういったものができるように計画したいと思います。以上です。

4 番 中 津 川 はい、ありがとうございました。それではですね、県のほうとちょっと調整をしていただいて、いざという時のためにですね、万全な体制でお願いしたいと思ひます。

神奈川県はですね、令和6年度の当初予算案に緊急災害対策関連費用として

1億3,500万円ほど、これを新規計上しました。これは大規模地震が発生した場合に、県西地域などの山間部で土砂災害が発生した場合に孤立しやすい地域への支援を想定して備蓄強化を図るとともにですね、各市町村への補助金を拡充するというものです。県もですね、県西地域の山間部の孤立化に危機感を持つての対応となっています。町が孤立した際ですね、先ほどの答弁にありましたけども、通信手段とか人命救助、食料や飲料水の備蓄、各種応援協定の締結などですね、様々な体制を整えていらっしゃると思いますが、これで万全というものはないと思いますので、いつどこか分からない大規模地震に備えてですね、引き続き危機感を持ってですね、取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、大規模地震の発生で想定される住宅被害、土砂災害、火災等からですね、犠牲者を出さない震災対策に着実に取り組まれるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

副 議 長 以上で受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を終わります。

受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

12番 寺 嶋 それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、質問議員、12番 寺嶋正。防災対策の強化をとということでお伺いします。

最初に、能登半島地震で被災、大きな被災、地震で被災に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

それでは、要旨1、能登半島地震を踏まえ、県西部地震や南海トラフ巨大地震を見込んだ建物や人的被害の被害状況をお伺いします。

2、災害時の主な避難所開設と、飲料水、水道、毛布、簡易ベッド、簡易トイレなど、備蓄品の確保策を伺います。

3、激甚災害における仮設住宅や、みなし住宅等の設置の考え方を伺いします。よろしくお伺いします。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。県西部地震や南海トラフ巨大地震を見込んだ建物や人的被害の被災の被害想定につきましては、神奈川県が平成

25年度から26年度にかけて実施いたしました地震被害想定調査を基準とした想定を申し上げさせていただきます。

神奈川県西部地震とは、神奈川県西部を震源地とするマグニチュード6.7の地震でございます。県西地域で震度6弱の揺れが想定され、松田町内の震度は6弱から震度4の範囲で、南側の松田地区が最も大きな震度となる想定をされております。建物の被災、被害想定は全県で、全壊棟数が5,000棟、半壊棟数が2万530棟と想定され、松田町におきましては全壊棟数が10棟、半壊棟数が210棟となっております。また、人的被害想定は全県で、人的被害は死者880人、重傷者180人、中等傷者1,780人、軽傷者2,660人と想定され、松田町は死者・重傷者ゼロ、中等傷者10、軽傷者20となっております。

南海トラフ巨大地震は、南海トラフを震源域とするマグニチュード9.0の地震でございます。国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の松田町を含む一部の市町村が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法の、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響について考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さいものとなります。震度は、県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定され、松田町は、松田地区が震度5強、寄地区は震度4となっております。建物の被害は、全県で全壊棟数が7,360棟、半壊棟数が2万110棟、松田町は全壊棟数が0棟、半壊棟数が60棟でございます。人的被害想定は、全県で死者1,740人、重傷者100人、中等傷者1,020人、軽傷者1,470人と想定され、松田町は死者ゼロ、重傷者ゼロ、中等傷者不明、軽傷者不明となっております。

2つ目の御質問にお答えいたします。主な避難所は、生涯学習センター、松田小学校及び寄小学校など大型公共施設でございます。主な物品の備蓄数でございますが、食料1万3,760食、ペットボトル飲料水500ミリで11万536本、毛布1,500枚、マット500枚、テント500張、簡易トイレ1万個、マスク15万枚でございます。備蓄している場所は、リスク分散を考え、役場防災倉庫、松田小学校防災倉庫、寄小学校防災倉庫、そのほか第1・第2水防倉庫などにも保管をし

ております。

食料備蓄に関しましては、神奈川県備蓄や個人の備蓄を考慮する必要性がございます。個人の備蓄は3日間が基準でございましたが、富士山溶岩流の流下の可能性から、5日間を令和6年度から新たな基準とする予定でございます。現在の想定では、物品はほぼ充足しておりますが、令和6年能登半島地震や富士山火山対策に向けて、令和6年度に新たな基準を定め、不足している物品があれば補充を図ってまいりたいと考えております。

3つ目の御質問であります、にお答えをさせていただきます。激甚災害とは、大規模地震や台風など著しい災害を及ぼした災害で、被害者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもので、激甚災害法に基づいて政令で指定されます。近年指定された主な災害は、平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟中越地震、平成19年台風5号による暴風雨災害、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、そして令和6年能登半島地震は1月11日に指定されております。

激甚災害に指定された場合、住家を失った被災者で自らの資力では住家の確保ができない方に対する応急仮設住宅の建設、または民間賃貸住宅の借上げ、いわゆるみなし住宅などで、国や地方公共団体が住居の安定を図ってまいります。また、災害救助法が適用された場合、同法第2条及び第30条の規定に基づき、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は県知事が行い、建設用地の確保は町が行います。

現在町の建設用地は、学校のグラウンドや町有地の7か所を指定し、216戸が建設可能としております。みなし住宅は自分で場所を選んで、早く入居できる利点はあるものの、被災者が分散してしまうことから、行政や団体の支援が難しいと言われる一方、建設型の仮設住宅には被災者だけが身を寄せるため、コミュニティ形成は容易でございますが、2年の制約があるため徐々に入居率が減り、衰退する問題があることも伺っております。今後予定されている地震などの災害により、様々な対策について近年起きている災害から学び、想定外な対応を少しでもなくすよう準備を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 2 番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。1点目は、建物や人的被害の想定、被害想定と、あと前者の方と若干重複する部分あります、と思いますが、耐震化などについてお伺いします。マグニチュード7.6、最大震度7を観測した能登半島地震から2か月以上経過しました。石川県では、全体では2月末の時点で死者が241人、そして関連死が、そのうち関連死が15人となっております。住宅被害は7万5,000棟を超えており、避難者も1万人以上まだおります。さらに断水も1万8,800戸とございます。この大規模地震、新潟地震…能登半島の大規模地震では、地盤の隆起や液状化等により、想定外の被害となりました。先ほど回答がありました被災者の被害想定ということでありましたけれども、この、今言ったようにね、地盤の隆起とか液状化も加味しての被害想定になっているのでしょうか。

あとはですね、今、松田町では地域防災計画が策定が行われておりますけれども、神奈川県が24年度か、今年度末までに地域防災計画を見直すというふうに伺っておりますけれども、そういうことでの被害想定というのがね、今後どういうふうに変化していくのかをお伺いをしたいと思います。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。この被害想定が能登半島の地震を加味しているのかというところにつきましては、そういったものを加味してるのかというと、ここの平成27年の想定のところでは、この能登半島の地震を加味してるというのはないと思いますが、このもともと計算の仕方が、マグニチュードに対し、そこの地盤に与える影響を考えて震度を出してますので、隆起とか影響というのを全く考えてないというものではないと考えてます。ただし、能登半島地震の影響を考えているかというところ、そこは考えてないデータになると考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 今、先ほど私が言いました、2024年度末までに神奈川県が地域防災計画を見直すというふうになっているようですけれども、そうした場合ね、当然県と関連しますから、町もですね、県の防災、地域防災計画に基づいて見直しが必要になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺についてお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。地域防災計画は災対法、災害対策法に基づいて国がまず修正をしまして、その後県が修正、そしてその内容で必要なところを地方自治体の地域防災計画修正していくという内容になってます。したがって、県・国は毎年修正しているものです。その内容につきましては、町のほうに情報提供がありますので、その内容のところで大きな影響を与えるようなところは、町のほうでもその修正のときにその内容を入れて、また県のほうにこのように修正しますと、連携をしながら修正していつている状況であります。以上です。

12番 寺 嶋 その辺は大体分かりました。あとはですね、この防災計画ね、防災、被害を軽減するということでは、まず先ほど言いましたけども、地盤の関係ね、地盤の隆起とか液状化、これはですね、当然町も重点地域を見定めてね、地盤調査をする必要があると思います。

それからですね、特に2000年の新しい新耐震基準というのがね、最近、今、最新が2000年の耐震基準なんですけども、これでもね、ここの基準でも地盤調査というのがね、とか筋交いとかいろいろありますけども、その辺がね、特に木造住宅に対しての耐震強化、こういうのがね、重点だと思われそうですけども、町も当然ね、先ほど町長が言いましたように、例えば神奈川県西部地震では、県西で震度6弱の揺れが想定された場合に、松田町の震度は6弱から4での範囲ということで、南側の松田地区が最も大きな震度と想定されているということなのでね、そういう南、松田地区から重点的に木造住宅が多いところをね、やっぱり耐震強化と液状化対策ということで、対策をね、練る必要があると思いますけども、その辺についてお伺いをいたします。

まちづくり課長 何点か御質問を頂いた中で、耐震の基準に関するお話がございましたので、その点に関してでございます。町の住宅等、いわゆる耐震改修促進計画、これはですね、先ほど少し説明があったかと思いますが、平成22年に策定をして、先ほど2000年というくくりのお話もありました。都度都度ですね、改定というのを、3度ほどしてるんですね。これはやはり震災、また起きたときの地震の種別によって、さらに木造の住宅というものをより強固にしなければい

けない。こういった視点からも改修計画の見直しをしております。今現在のその促進計画自体が令和3年度に改定して…2年度に改定して、7年度まででございます。この計画というのもまた随時、先ほど議員おっしゃられたような様々な視点のお話が今回もありますので、そういったものを踏まえて改定をしていくのかなど、見直しをしていくのかなというふうには考えてございます。

12番 寺 嶋 その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

それでは次にですね、2点目の災害時の避難所開設と備蓄品確保について伺います。先ほど備蓄品の関係ではね、詳細な部分を御回答頂いてありがとうございます。まずはですね、地震災害対策本部の設置から警戒態勢ということでお伺いしたいと思うんですけども。もちろん地震注意報とか警戒、または警戒宣言が発令されたときに、松田町の災害対策本部の設置ということで、職員の皆さん方は定められた場所への参集して、それで配備態勢に就くということになると思います。あとは警戒宣言発令に伴って町民の対応行動ということにつきましてはね、やっぱり防災行政無線を通じて呼びかけ、そして避難勧告やまたは避難指示等を周知します。そして避難場所への情報などをね、提供するということになると思います。そこまで、避難所の開設の前までにそういうことがね、当然警戒態勢というのは必要になってくると思いますけども、その辺の体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。ただいまの議員がおっしゃられたとおり、町のほうでは震災があった段階でその震度に応じまして体制をそれぞれとらせていただきます。そして避難所の体制というふうに申されましたけれども、まずは参集をし、その避難者は広域避難場所、場所等に震災の場合避難すると思われまので、あと避難所のところの安全の点検等を町は実施し、それが避難所に入れるような段階で避難者に対し避難所の中に避難等をしてもらう。あるいは自分の自宅の確認をしてもらう。このような行動になると考えてます。以上です。

12番 寺 嶋 はい、確かにそのとおりだと思いますけども。あとはですね、やっぱりそういう皆さんの安全を確認して警戒本部についてからですね、避難所の開設とい

うことになると思いますけども。避難をされる、必要とされる方々のためにあらかじめ、先ほど指定された施設、避難場所に、避難所をですね、避難所を開設するとなりますけども。先ほど主な避難場所ということで回答がありました例えば町立公民館、生涯学習センターの中のね、町立公民館、あとは松田中学校屋内運動場、それから寄小学校屋内運動場等の指定避難場所に大体どのぐらいの方が收容されるといいますか、そういうふうなスペースを考えてもね、收容人数はどのぐらい見込んでいるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。現在の地域防災計画の中で、避難所の收容範囲という記述がありまして、そここのところで避難所は全て全部で30か所、人員が3,748名というふうになっております。その中で、回答で申されました大型の指定避難所ですと1,300程度、このように考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 およそ大型避難所で大体1,300人ぐらいが收容可能であるということで一応分かりました。

次にですね、避難所の運営ではね、大切なこととして、男女のニーズの違いとかね、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮する、してですね、その自主防災会組織の代表者、施設管理者、あるいは職員等で構成する避難所運営委員会など設置することが必要になると思いますけども。それでね、避難所の円滑な運営を行い、そして被災者に対する給水とか給食措置などがね、実施できるように努めなければならないと思いますが、その辺についてお伺いをいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。町のほうでは令和3年度避難所運営マニュアルというものをつくりまして、今議員がおっしゃられたようなことを反映させます。例えば避難所運営委員会に女性が入ること、あと避難所を設置するときに要配慮者に考慮した施設をつくること、あとはそれぞれの避難所の中でそういった要避難者の場所というのは独立的に設けること。そのようなところを避難所マニュアルのほうに記載しております。以上です。

1 2 番 寺 嶋 やっぱり女性の方のこともね、配慮して十分そういうことでやっていただきたいと思います。あとは避難所運営での避難所設置あるいは收容状況を把握す

るこの、こういうことがね、大事だと思うんですけども。そういうことでね、個人情報に配慮しつつ、避難者名簿を作成すること、あるいは先ほど言いましたように、被災地の男女ニーズの違いを踏まえた、この男女双方のね、視点や参画に十分配慮して、避難所における良好な生活環境の確保をですね、どのように考えているのかお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。避難所の入ってる期間というのが1日から、あるいは今回の震災のように1月、長くなると思います。その避難所マニュアルに記載したとおり、例えばごみの処置、トイレ、あと警備ですね。そういったものも含めて、中の生活環境というのが維持できるように考えたもので計画していますので、運営のときそのように運営できるよう追求いたします。以上です。

12番 寺 嶋 その辺はしっかりやって、避難所の設置、運営等しっかりやっていただきたいと思います。あとは2011年の大地震でもね、ありましたけども、帰宅困難者の対応ということで、東日本大震災でもね、相当途中交通機関途絶して帰宅できないとかということで、帰宅困難者が出ておりますけども。そういう方々に対しての町の避難場所の設置ということでは、どのように考えているのでしょうか。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。専用の場所というのは特に指定はしておりませんけれども。町の中の避難所のところから最適な避難場所を指定して、帰宅困難者に一時的にいて、水と毛布等を配付し実施しようと考えてます。以上です。

12番 寺 嶋 それでは次にですね、先ほど前者の方と重複すると思うんですけども、食料などの備蓄品に対してはね、現在の想定ではほぼ物品は食料とかトイレですか。そういうことも含めて、大体物品はね、足りて、充足してるということではありますけどもですね。この能登半島地震は、富士山火山対策に向けてのこの令和6年度に新たな基準を定めて、不足している物品等があれば補充を図っていききたいと思うんですけども。これは当然県のほうも今、今年度予算でね、不足してる分は市町村で配備をするというようなことになっておりますけども。そ

の辺の不足品に対しての補充策というのはどういふふうにするのでしょうか。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。補充というか、物品は劣化するものもありますので、新しく更新するものも出てくる。例えばトイレとかあるいは水を吸うもの、マスクもそうですけれども、その保存期間に応じてある程度ものを交換していく。そうやって物品を凶ろうとしています。以上です。

1 2 番 寺 嶋 トイレの話がありましたけども。令和6年度予算ではね、マンホールトイレとかというのはね、設置するようなことになっているようですけども。これは大体場所はどの辺にするのか、マンホールが当然近くになきゃできないんですけども。設置場所とか、それから何件ぐらいを見込んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

安全防災担当室長 今年度購入するマンホールトイレは松田小学校のところに装備されてます。5基の部分でその便座とテントの部分ですね。それを購入して活用しようと考えてます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 それでは最後に激甚災害における仮設住宅の設置についてお伺いをいたします。この応急仮設住宅の設置ということで、災害救助法が適用された場合は県が行って、町が協力するということになっておりますけども。この応急仮設住宅の着工時期ということで、震災が、災害が起きてね、それから大体どのぐらいの日にちでこの仮設住宅、原則プレハブ住宅になると思いますけども、どのぐらい、速やかに着工するそういう基準といいますか、何日ぐらいの間に建設をする必要が、することになるのでしょうか、お伺いをいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問にお答えします。基本的には能登半島地震でも分かるとおり、大体一次避難、二次避難というものを決めて、その後に仮設住宅、あるいはみなし住宅の入居を要望するようになります。本地震では一月後から土地の選定を始めて、あとみなし住宅の要望を受け付けるようになったのが同じく1か月程度と認識しております。こちらのほうで発災した場合も同じようなタイムスケジュールになるのではないかとと思われます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 大体私が一応今回質問するということで3点お伺いいたしました。最後に、予想されてる地震など災害により、様々な対策について、毎年起きてる災害か

ら学び、想定外的な、想定外な対応を少しでもなくすよう、要するに災害を少なくするという事に準備を整えていきたいということなんですけども、その心構えをですね、町長にお伺いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

町長 御質問にお答えいたします。もうおっしゃるとおりに、我々が今ずっと対応しているのは、一つ一つの想定してた以上のことが起きるたびに、それじゃ足りないようなことをずっと充足してるような状況です。ある程度我々も我々なりに想定はしてますけども、それがやっぱり想定を超えるということになった場合をなるべくなくすようにというふうなことで、この表現を書かせていただいています。何か起きたときのあとの理由として、いや想定外だったんでと、そういった言い訳をできないような立場であるのは重々認識はしてますので、そのぐらい危機感を持って対応していきたい。ただ、ね、中津川議員さんの質問ありましたように、いろんな対策するためにはお金が必要になってきます。そのためにも何を優先してやっていくべきかというところを、やっぱり町民の方々にもよく理解をしてもらいながらやっていかなきゃいけないですよ。なので、未来への投資も必要だということで、そっちのほうにばかりやっていると、足元がすくわれるようかなというようなことを、中津川議員の質問を聞きながら感じたところでもありましたので、その辺はある程度予算、今回は令和6年のですね、予算を組んではいますけど、途中からでもちょっと組み直しをするなりして、優先順位を考えたほうがいいのか。予算には限りがありますけどね。そういったものを含めながら対応していきたいというふうな心構えでやっていきたいと思います。以上です。

12番 寺嶋 はい、終わります。どうもありがとうございました。

副議長 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。休憩中に昼食をとってください。午後は1時30分より再開いたします。 (12時04分)

副議長 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)

受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

9 番 井 上 それでは議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思
います。

受付番号第3号、質問議員、第9番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備に
よるにぎわいの再生、高齢者等福祉タクシー助成事業について。

要旨。(1) 新松田駅周辺整備事業において再開発事業がディベロッパー選
定という重要な局面へと進んでいます。駅周辺整備基本構想・基本計画の策定
から5年、具体的な新松田駅を核としたまちづくり構想・北口広場整備案が示
されていません。駅周辺整備事業によって交通の要衝とされた町のにぎわいを
どのように再生するのかお伺いをいたします。

(2) 10月からA I オンデマンドバス事業が開始され、利用者も増加してい
るようです。この事業も町民に浸透してきています。しかし、今でも高齢者等
から事業復活の要望が多い高齢者等福祉タクシー助成事業について、高齢者福
祉、障害者福祉等の観点から、町はどのように考えられているのか再度お伺い
をいたします。よろしくお伺いをいたします。

町 長 それでは井上議員の御質問に順次お答えをいたします。

1つ目の御質問であります、新松田駅周辺整備事業におけるまちづくり構想
については、平成31年3月に策定いたしました新松田駅周辺整備基本構想・基
本計画の中で、足柄上地区の玄関口として、にぎわいや活力を生み出すまちづ
くりの将来像を掲げ、4つの基本方針を定め、駅前広場や周辺道路、南北自由
通路と併せ、住宅、商業など再開発事業による集約施設の整備を重点事業とし
て位置づけ、駅周辺整備に取り組んでまいりました。基本構想・基本計画で描
いた内容の実現性を調査・検討・協議し、再開発事業においては昨年5月に設
立されました準備組合にて慎重に議論を重ね、具体化に向けて推進している
ところでございます。

北口広場整備事業につきましては、町道3号線を含め、現在配置や規模など、
事業としての都市計画決定に必要な警察協議を実施しております。令和6
年3月末を予定しております事業協力者が決定された後に、再開発事業の施行
区域や施設建築物の用途や規模、資金計画案や権利変換モデル案などの基本計

画を策定し、警察と協議した内容と併せて都市計画決定の手続が開始されることとなりますので、具体的な全体像を示す時期は令和6年10月ごろと予定をしております。

町のにぎわいの再生に関しましては、足柄上地区の顔でもある駅周辺地域において、基本構想・基本計画にもあるとおり、商業スペースに魅力あるテナントが誘致され、住宅スペースには多くの方々に入居していただきたいと望んでおります。事業協力者の選定に当たっても、単なる開発にとどまらず、町民ニーズの高い商業施設誘致やにぎわいの復活に係るまちづくりの提案を頂いておりますので、今後の事業の進捗によって、町のにぎわいに寄与する施設実施計画が策定されるものと期待しております。今後につきましても、交通の結節点として、公共交通事業との共存共栄が図れる駅前広場の設置や、駅利用者の利便性の向上、これまでにない業種によるにぎわいを創出することに関連性の強い重要な要素として捉え、本事業を推進してまいります。

続きまして2つ目の御質問にお答えをいたします。AIオンデマンドバス事業が昨年10月より開始され、4か月が経過いたしました。令和6年1月末現在で当事業の利用者登録数は971名となり、特に高齢者に至っては268名が登録され利用されております。AIオンデマンドバス運行エリア内であれば、1回300円というタクシーの初乗り料金よりも安く、また公共バスが通っていない自宅付近にて乗り降りが可能な、これまでにない移動手段となっております。まだスタートして4か月を経過したところでございますので、今後も利用者の方々に使って育てていただけるように事業推進を図ってまいります。

さて、御質問頂いてる件でございますが、まず障害者の皆様方に対しては、継続して重度の心身障害児者を対象に、初乗り運賃を助成するタクシー券を配付しております。令和6年1月末現在、52名の方に肝臓機能障害により人工透析が必要な方には月4枚、それ以外の障害者の方には月2枚のタクシー券を配付し、通院等に役立てていただいております。

この事業については、タクシーを利用することで、障害者の自立支援及び社会参加を支援することを目的としており、令和6年度当初予算においても計上

しております。高齢者につきましては昨年12月議会でも答弁させていただいたとおり、国のコロナ禍による新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大時の外出並びにタクシー事業者支援として、高齢者等移動手段確保助成事業を行っていましたが、令和4年度末をもって国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が終了し、また昨年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法の位置づけを5類に移行したことにより、当初の目的は達成されたところでございますが、町の一般財源を活用することで、すぐに終了することとせず延長し、12月末をもって事業を終了いたしました。

町といたしましてはタクシー券の御利用者の声を聞き、新たに外出機会を創出し、日常生活の利便性向上と社会活動への参画を促すために、本年1月よりAIオンデマンドバスの利用助成を開始いたしました。内容といたしましては、75歳以上の高齢者並びに妊産婦さんを対象に、月8回としておりますが、1回100円で乗車できる事業として現在93名の方が登録し御利用いただいております。AIオンデマンドバスは多くの方が利用することで、より便利なものとなると考えておりますので、さらに多くの高齢者に知っていただき乗車していただくために、本助成事業を継続したく、令和6年度予算にも計上しているところでございます。本事業は全町民を対象とし、特に移動手段の確保が必要な高齢者などにとっては重要な施策であり、推進していくべきものと考えておりますので、多くの方が乗車し、育てていただきますよう取り組んでまいります。以上でございます。

9 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず1点目といたしましてはですね、新松田駅周辺整備事業の中で、町のにぎわいをどのように再生をするのかということが1点目でございます。今回ですね、質問させていく一般質問の前提といたしましては、この町のにぎわいを再生するということは、新松田駅、5年前にですね、策定されております新松田駅周辺整備基本構想・基本計画、その中で示されている内容がですね、現在どのように進められ、また町の行政の考えはどうかということをお聞きをしてまいりたいと思います。

まずその基本構想・基本計画の中でですね、施設配置という項目の中で、町道3号線ロマンス通りの南側の街区と北側の街区ということで示されています。南側、3号線南側の街区は、居住機能や商業サービス機能をメインとした集約施設を配置をするということで、再開発ビルの配置を考えられていくということです。北側の街区、町道3号線北側の街区は、集約施設の事業性を高めるため、町の条例に基づく駐車場と駅前の車利用者に対する駐車場の集約、設置、駐車場機能を検討するというふうにあります。また需要に応じて北側街区における施設配置も検討をするということで、基本構想・基本計画の中で示されていますが、今までのですね、一般質問で新松田駅周辺整備事業に対する一般質問を何度か行わせていただいておりますが、今現在ですね、再開発組合、こういった施設配置につきましては、再開発、今は準備組合で今後のですね、再開発組合が設置され、先ほどディベロッパーもですね、この3月に選定をされるという回答がありましたが、その再開発組合とディベロッパーと協議調整をしないと、施設配置についてもまだ回答ができないというふうな今までの回答は頂いてるというふうには私は理解していますが、この理解でよろしいか、担当者の方にお伺いをいたします。

まちづくり課長 ただいまの御質問でございます。確認ということでもありますけども、今の段階としては今議員おっしゃった内容のとおりでございます。まずそのディベロッパーの選定というのを今慎重にやっていると。その中で様々なまた提案があり、これからその準備組合の中でですね、しっかりと議論を交わしていくということとなります。

1点だけお話をさせていただくとすればですね、これからディベロッパー等決めるその中でですね、選定に当たりましては、当然基本構想・基本計画、また町の総合計画。今まで住民から頂いた意見、こういったものをしっかりディベロッパーにも認識をしていただきながら、御提案というか、いろいろなものを頂いておりますので、そういった過程も踏まえてやってきてるということだけ申し添えます。以上です。

9 番 井 上 ディベロッパーとしてですね、基本的に町の姿勢としては、この基本構想・

基本計画の考え方、住民の今まで頂いた意見を当然踏まえたもので進めていてもらいたいという回答かと思います。

また2点目ですね、今回のですね、何のために新松田駅周辺整備を行うのかということの理念の1つとしては、町のにぎわいを復活をするということで、基本構想・基本計画の中ですね、②導入機能というところで、にぎわいの創出が求められますというふううたわれています。新松田駅の駅前広場に面する街区においては、交流活力の拠点として機能する魅力、それによるにぎわいの創出が求められるというふううたっています。またその町なかの活力を創出する機能としては、居住機能で集約施設等にですね、やはり人が入っていただかないといけないということ等含めまして、町なかの活動を支える商業サービス、生活支援サービス、公共公益サービス機能など、多様な都市的サービス機能の導入を目指し実現化を進めますというふうにあります。これもですね、現在考え方はこの基本構想・基本計画でうたわれてる内容であるのか。さらにですね、それらを含めた中で生活支援サービスとかですね、公共公益サービス、こういったもの、あと商業サービスの中でですね、何か例えば公共サービスの中で、公共的な機能を考えるということがですね、この令和6年度の予算に反映してる部分があるかどうかをお伺いをいたします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。様々な機能の概要につきましては、今、基本構想・基本計画にのっとして議員がお話をくださいました。その中でですね、新たに見えてくる公益的な、公共的な機能があるかという点かと思います。これについてはですね、庁内的にもいろいろ検討を当然してまいりました。これという内容が今現在まだ決まっておりません。と申しますのも、ディベロッパーとのいろいろなヒアリング等もしている中でですね、案は幾つか出ております。案は幾つか出ておるんですが、これを現在当然公共施設というのは管理計画もございます。その中でどのように整理をしていくのか。またこれからその提案内容、さらに詳細が決まっていく中で、これがどのように機能していくのかという点も踏まえながら、ディベロッパーとの…ディベロッパーといいますか、準備組合とのですね、協議の中でより詳細にしていきたいと考えておりま

す。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。ちょっと今のですね、回答の中でですね、案が幾つか出ているというのは、これは町、行政のほうの案が出ているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 行政の中で検討をしている内容ですが、当然今まで町民の方から頂いた御意見等も踏まえながら検討しておるところでございます。

9 番 井 上 ありがとうございます。できるだけですね、先ほど町長の答弁の中でですね、令和6年10月にですね、具体的な全体像が示されるという答弁がありましたので、その辺りをですね、目指して、その辺りですね、全体像の中で今言われたような案が回答が出てくるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。基本的にですね、今までの内容は新松田駅周辺整備の基本構想・基本計画に示されている内容で今までの答弁と現在とで進捗があるかどうかという辺りをですね、まとめさせて質問をさせていただきました。

またですね、じゃあ町のにぎわいをどのように再生をしていくかという手法について、今までのことでやはりディベロッパーが決まらないとですね、進めない。また再開発組合も出来上がらないと進めない。都市計画決定がされないとですね、というふうな対応というのは理解をしていますが。この魅力、松田町ですね、にぎわいの創生というのは、やはりかなり時間がかかるというふうに思っています。その中でですね、新松田駅の基本計画の中でですね、やはりうたわれているのが、5つのまちづくりの基本方針を踏まえていかないとですね、先ほど回答がありました、やはりディベロッパーをここで決まると。でもディベロッパーにはその考え方、基本的な考え方を十分理解してほしいという中で、より具体的な方向性がですね、示されないと、ディベロッパーも何を理解するのか、その基本構想・基本計画だけをですね、ディベロッパーなりの主観で理解をすればいいのかというふうになってしまうのではないかと。やはり町がですね、これでディベロッパーが決まるのであれば、主体的にこういう機能を、こういうふうな施設をとというふうな考え方を打ち出していかねばいけないのではないかとというふうに考えます。

この基本計画の中で5つのまちづくりの基本方針というものがうたわれています。安全・安心な町の形成、交流活力を促進する交通拠点の形成、魅力・にぎわいの創出ということであらわれています。それらをですね、やはり今この計画に書いてある言葉だけではなく、より具体的にこういった道路網の整備、こういった駅前広場の整備を考えてます。駅前広場と連結した形の集約施設整備、環境や景観に配慮したまちづくり、ITの高度化に対応した施策の展開というふうにですね、これは基本計画に書いてある文言であります、それらをですね、よりディベロッパーのほうに示すためにもですね、やはり町としてはより具体的なですね、基本計画・基本構想を超えたですね、具体的な方向性をディベロッパーに示さないといけないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。おっしゃるとおりでございます。ディベロッパーさんとだけではなく、当然ディベロッパーさんが今後事業協力者として準備組合で選定されてきますと、当然準備組合の中で一緒に議論をさらに深めていくこととなります。従来、今年に入って12回ですか、理事会のほうも開かせていただいた中で、やはりこのにぎわい、商業的な面に関しましては、非常に関心度が高く議論を重ねていただいております、理事会の中でも。要はディベロッパーも最後つくっておしまいということでは当然いけないんだということで、提案の中でもですね、やはりまちづくりに関連してにぎわいというところにしっかりスポットを置いて、住民がやはりスーパーがあったほうがいい、買い物環境がある、こういったことをよくよく加味して提案も頂いておりますし、今後さらに議論が深まるというふうに考えております。

9 番 井 上 ありがとうございます。より議論が深まるというかですね、先ほどの都市計画決定、ここでディベロッパー選定が3月中に行われるという中で、先ほどの答弁書の中ではですね、令和6年度10月にですね、もう都市計画決定に移行するということで、大分ね、時間的に短いのではないかなと。その中にですね、当然町の考え方と組合、準備組合、本組合の考え方と、あとはそういった中でのですね、整合性をとっていかなければいけないのかもとは思いますが。まずは

町の考え方をですね、この基本構想・基本計画を基にした具体的な考え方を打ち出していかないといけないのではないかなというふうに考えます。今回の一般質問の基のですね、魅力・にぎわいを創出といいますか、回復をするためにはということで、基本構想・基本計画の中でもですね、示されてる主要事業としては、3点ありますが。それらをですね、より具体化したものをディベロッパーと組合と調整をしていかなければいけないというふうに考えます。この基本構想の中で、駅周辺へのサービス機能の導入。これは新松田駅北口・南口をどのように整備をするのか。橋上駅舎の案というのが既に何案かあるということで示されていましたが、それらもですね、やはり早急に詰めていかなければいけない問題なのかと思えます。

2点目で駅前広場整備に合わせた集約施設整備ということで、駅前広場にですね、連続した形での集約施設が整備されることが望ましいと。すぐに駅前広場から集約施設へ入れると。その前にですね、じゃあ駅前広場ってじゃあどういふうな形になるのと。それをですね、詰めていくのが期限としてはもう大分、令和6年の10月なのかという辺りが非常に疑問に思えます。

あとですね、空き家とか低未利用地の管理というのもですね、基本計画の中でうたわれていますが、じゃあこの空き店舗とかですね、低未利用地の活用というものをどのように町側としては考えていくのかというふうなところについてですね、かなり時間がね、これらをまとめてディベロッパーに、ディベロッパーと組合の中で町の考え方を打ち出していくということが大変難しいかなというふうに思いますが、具体的なですね、ここで示される町のほうの考え方があればですね、それを教えていただきたいし、またそういった都市計画決定、ディベロッパーの選定後の対応までの短い時間の中で、どのように進めていくかという進め方についてですね、いかがなお考えがあるのかお伺いをいたします。

まちづくり課長　　いわゆる今後の進め方という意味合いかと思えます、でお答えをさせていただきます。まず3月にですね、これから準備組合でですね、最終的に事業協力者、ディベロッパーさんを決めていただく予定でございます。ここが決まりま

すと、当然相手様との協定をしっかりと結んで、準備組合の中にしっかりと入って議論をさらにしていくこととなります。都市計画決定というのが来年度の大きい目標でございます。そのための予算というのも今回提案をさせていただいておるところですけれども。この都市計画決定、当然法定の手続としての期間が必要となります。一応目標としましては来年度中に告示をしたいと考えています。そうしますと都市計画決定に必要なのは、公共施設の配置や規模、建築物、何点かあるんですね。決めていかなければいけないことが何点かある。これをディベロッパーが決まって、事業協力者が決まったら、さらに細かく内容を整理していくこととなりますので、その中で駅前広場もですね、今現在都市計画決定に向けた警察協議というのも当然事前に必要ですから、こういった必要な手続はしておりますけれども、これからより絵形、区域も含めてですね、全体像が本当、本番の議論ということになっていくと思いますので。大きいスケジュール的にはそのように考えています。

空き店舗、低未利用地のお話というのは、当然高度化の中でこの再開発事業でしっかりやっていくと。再開発の今回準備組合の皆様方には、当然都度理事会等の動きなどをですね、御通知等も差し上げて情報共有をしているところでございます。また商工系の方々につきましては、昨年11月にも一緒にですね、説明会を開催させていただくなど、こころもしっかりと情報の共有をさらに図っていきたいと考えてます。今後についてもということで、はい。

9 番 井 上 分かりました。今のですね、回答の中でですね、6年度中に都市計画決定をですね、6年度中に告示の段階までいきたいということだと思います。そうしますとですね、この都市計画決定を決めてからですね、これは県のほうの承認ですか。それが必要なのですよね、すぐに、都市計画決定を提出をしてすぐに認可されるということではないかと思いますが、それはですね、どのぐらいの期間が必要だというふうに考えているのか、お分かりになりましたらお答えをお願いいたします。

まちづくり課長 都市計画決定で定めていく内容と申しますのを、ちょっと個別に申し上げますと、まず1つ目、名称、施工区域、また公共施設の配置及び規模、建築物の

整備の内容ですね、そして住宅建設の目標。主だっちはこういった内容を市街地再開発事業としての都市計画決定で定めることとなります。当然県の認可と申しますか、同意になりますけども、事前の調整を図っていくこととなります。県の都市計画を所管する都市計画課さんとも町の情報というのを今共有しながらですね、いろいろ御相談を申し上げます。町のスケジュールについても御理解を頂いてる中で御指導を仰ぎながら、こちらについても協議…協議といいますが、そこら辺で半年近くはかかるのかなという意味でですね、年度末ということでございます。全容的なものが見えてくるというのは、都市計画で定める内容というものが見えてまいりましたら、当然皆様にもお知らせをするというところで10月というスケジュールになります。

9 番 井 上 分かりました。令和6年の10月にですね、こういった都市計画決定をまとめて県のほうにですね、提出をするということで、それから6か月程度かかって6年度末にですね、県のほうの同意を頂いて告示ができるというスケジュールかと思います。そうしますとですね、その都市計画決定の中の内容ではですね、名称とか区域はある程度もう固まってるのかなと思いますが、配置とかですね、内容等ですね、基本的には再開発組合の中ですね、ディベロッパーもその中に含まれてるということで、町とが協議をするんですけれども。やはり前からも一般質問の中で私のほうで質問をしておりますが、町民の声ですね。先ほど意見とかがあって、それはもう当然それを踏まえてやりますという回答を得ましたが、やはり実際ですね、配置とか駅前広場の形状、そういったものに対する町民の声、考え方というものがどういうふうに反映をするのか。今3月で10月までの間の中で、ある程度ですね、大体の全体像を示してですね、町民の声というものを条例等でですね、インターネット等で様々な意見をですね、聴取するというのが、やはり現在の行政の姿勢ではないかなと考えます。ましてこの新松田駅の周辺整備、再開発事業、重大な事業であります。町民の声、考え方をどのようにですね、反映をさせるのか。これはもう重要なことだと思いますが、その辺でのお考えがあればですね、お伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 本事業の町民への周知、また理解を深めていくというお話だと思います。こ

ちらについてはですね、昨年11月等もやらせていただきましたけども、昨年の年末にかけて何回か説明会等させていただきました。やはりああいった場を設けることの重要性は十分認識をしてございます。繰り返しになりますけども、再開発事業、やはり特殊性はございます。ある中でやはり町民の方の御理解を得ながらやっていかなきゃいけないということは重々準備組合のほうも承知をしております。その中で出せる情報というのをよくよく協議して、積極的に出せるものは皆様にお示しをしてですね、より御意見等を頂けるような環境もつくっていきたいと思います。

9 番 井 上 当然そういうふうなね、回答を期待をしたところではありますが、やはり時間が短い。やはり全体像をまとめる。先ほどの今までのですね、回答の中で、施設配置を考える、駅前広場を考える、そういったものを考えながら、再開発の部分というのはディベロッパーのところではありますが、駅前広場整備とか小田急の駅舎整備というのは、町の主体事業ではありますが、何らですね、全体像というのは示されていない。これはですね、やはり都市計画決定の提出が6年度の10月ということであればですね、それに間に合やす形でまずは町民にその全体像をある程度大まかでもですね、考え方としては町民からの声が聞こえてくるのではないかなというふうに考えますので、なるべく早期にですね、そういった方向性、考え方、町民からのどのような声を反映をするのか、含めまして検討をしていただきたいというふうに思います。

町のにぎわいをですね、再生するののかということにつきまして、2月ですね、議会のほうでは議会ですね、視察研修としまして、静岡県の富士市をですね、訪れました。そこで富士駅ですね、富士市の富士駅、で北口周辺地区整備事業というものを現在進められております。松田町とですね、規模的にはほぼ同じ面積を持つ事業です。もう都市計画決定は済んでおりますので、2年ないし3年ぐらいですね、先行をしている事業をやっているということで、大変参考になる視察でございました。

その中でですね、特徴的な事業としては、町なかを拠点とする事業としてですね、再開発事業整備のハード事業と併せて、ソフト事業をですね、やってい

ると。それはまちなかをですね、様々に歩いて行ってですね、それぞれのまちなかの再発見、活性化を図っていききたいということ、今現在ですね、やっています。まだ再開発ビルですね、その前の旧ビルは解体までまだ行ってません。そういったふうなね、段階の中で、もう既にですね、ソフト事業で名称としては、まちなかウォークブル。まちなかを歩いていこうよというふうな事業を展開しております。

松田町ですね、この駅周辺整備事業での今のところですね、基本整備、基本構想等ではですね、ハード事業のみをですね、うたって、にぎわいのためにはこういったハードを整備するんだよということですがけれども、にぎわい創出のですね、ソフト事業を現在からでもですね、展開をすることがですね、その富士駅のソフト事業の展開を見てですね、考えたところがございます。ぜひですね、町民とともにソフト事業を展開することでですね、駅周辺のまちづくりをですね、様々な形で醸成をしていくことがですね、ハード事業だけでやるんではないと。実際にそこで町民とかですね、そこに出店をされてるお店で様々な外部からの来訪者、そういったソフト事業をやることによって、新松田駅周辺整備事業がですね、こういった形で出来上がったというふうに考えることが必要ではないかなということ。ソフト事業の中ではですね、核となるのは新松田自治会の方々かもしれません。もう少し大きいと、やはり町の商工振興会もですね、その中に入ってきてですね、町のにぎわいを新松田駅周辺整備事業を核に考えていかなければいけないのかもしれない。行政の担当者としてですね、どういうふうなお考えがあるのか。こういったソフト事業を展開をすることに対して、町長としてはどのように考えるのかお伺いをいたします。

まちづくり課長 御提案ありがとうございます。ソフト事業、どうしてもハードに偏った答弁でありましたので、ソフト事業に関しましてもですね、いわゆる再開発事業、物をつくっておしまいということではございません。できた後が肝心だという意味合いでは、先ほど申し上げたように準備組合の中での議論もある。また事業協力者の選考に当たってのヒアリングの中でもですね、やはりいろんなところでの実績のあらわれる事業者さんから、まちづくりと、その開発した区域が

ですね、やはり町としてどう機能していくかということ、非常にその後に意味合いがあるということで、いろんな提案も頂いておるところです。またですね、先ほどちょっと繰り返しになりますけど、11月の終わりに商工振興会さんと共催をさせていただいた説明会においてもですね、ぜひ駅をひとつ核として町内的にシャワー効果でですね、人の回遊性、いろんな商店またありますので、そういうところまで期待をしてるというお声も聞いてますから。ぜひそういったソフト面というところをしっかりと考えながら、事業のほうを進めていきたいと考えております。

町

長 この事業自体のそもそも論の話の中で、ディベロッパーの話がたくさん出てますけども、やっぱりディベロッパーさんをお願いしなきゃできないというふうなこともあって、結局再開発事業という手法を選びながら進めてきてというのは御理解されてると思いますけどもね。なので、ディベロッパーさんのコントロールタワーというか、コントロールしていくのは組合の人たちです。というのが、やっぱりそこに地権者の方々が中心となってる組合さんですので、町がそこを超えて物事を進めていってるということであるとするならば、ここまで多分進んできてないと私は思ってます。ですので、地権者の方々に御理解いただきながら、こつこつこつこつ、ほかの再開発事業見られたっていうお話ありますけども、そこよりも数年早く物事が進んでるということについては、やっぱり地元の方々と御理解、また行政、我々、また議会の皆様方、町民の皆様さん方の御理解を頂きながらここまで来ているというふうなことが大前提で物事、話をしますとですね、先ほどちょっと申し上げた令和6年の10月というものも、非常にタイトなスケジュールの中で事を進めていくということで、我々としても覚悟を持ってこれまで進んできているような状況です。ですので、この状況によってはこれは延びる可能性も十分ある。しかし目標を持ってやるからこそ、やらなきゃいけない課題だとか出てくるということを常に私認識しておりますので、なるべく皆さん方の御希望に添う形の中で、6年の10月には御提案をしていきたいというふうに思ってます。その中で、そこまでの間、当然ディベロッパーさんが決定すればという大前提で物事話すれば、ようやく

そこから具体的な膝を突き合わせながら話ができるような場ができてきますので、その中で今回御提案頂いてるという話も幾つか聞いているソフト事業についても、町が考えてるソフト事業とすり合わせながら、全て進めていくべきだというふうに考えてます。そこにはやはり地権者の方々にも御理解頂かなきゃいけないので、実際ハード整備はつくったはいいけども、やっぱり皆さんたちが行きたい、行ってみたいというような場所になってしまわないと、ただスペースが確保できただけで、なかなかというふうなことになると思います。ですので、その辺も積み重ねながらやっていきつつ、今の予定で順調に行くならば、令和8年度から一部着手ができるんじゃないかなというふうな考え方を持っていますので、令和7年度については、全部じゃないですよ、一部ですよ、予定的には、はい。令和7年については1年間かけて、1年以上かけてもいいですけども、ソフト事業をね、充実させながらやっぱりやっていくべきだというふうには考えてますので、御安心頂ければと思います。以上です。

9 番 井 上 はい、ありがとうございます。今の町長の答弁も頂きましたので、1点目のですね、新松田駅周辺整備事業におけるにぎわいの創出というところはですね、終了とさせていただきたいと思います。

それではですね、2点目のですね、私は一般質問の中でですね、高齢者等福祉タクシー助成事業と言いましたが、正式にはですね、先ほど町長答弁の中でもありましたけれども、高齢者等の移動手段の確保助成事業をですね、これをコロナウイルス感染予防のためにですね、行っていた事業ということで答弁も頂きました。この事業につきましてはですね、12月で打ち切りということで、それからですね、高齢者等のAIオンデマンドバス利用促進助成事業へと事業内容を変更をされたということは承知をしております。かなり高齢者の移動確保事業を残しておいてほしかったという声が聞こえておりますが、その中でですね、一般質問の中で、先ほど答弁頂きましたが、利用状況等でですね、AIオンデマンドバスのほうの登録の中で、高齢者が268人、さらにですね、75歳以上の高齢者の方がですね、93人が登録をいただいているというような状況です。そうしますとですね、旧事業の高齢者等確保事業とですね、今回の高齢

者等のオンデマンドバス利用促進助成事業のですね、利用者の変化はどのようにあったのか、分かればですね、登録者数とかですね、利用状況をお願いをしたいと思います。

福祉課長 質問に回答いたします。令和5年度という形をとらせていただきますけれども、高齢者等移動手段確保事業の高齢者、75歳以上の方の利用者数というのは606人。そして妊産婦ということで5名ということで、トータルで611名の方が登録し、利用されていたという状況となります。以上です。

9番井上 令和5年度でですね、606名で、妊産婦の方が611名ということですが、は理解をいたしました。現在はその611に対比したA I オンデマンドバス登録者の方は93人だということだと思います。大分ですね、611名とですね、93名ということで、A I オンデマンドバス、高齢者等のA I オンデマンドバス利用促進助成のほうはですね、始まった端緒ということもありまして、少ないのかなというふうに思いますが。今後ですね、どのように推移するのか。また令和6年度の中ではですね、予算措置がされてると思いますが、これはやはり今現在の93名の登録というところですね、それをベースにですね、予算がですね、計上されているのかお伺いをいたします。

福祉課長 御質問にお答えいたします。まず移行に当たってはですね、登録されていた高齢者611人ですね、高齢者とあと妊産婦含めての611人の方にですね、このさっきの移動手段の確保事業が終わりますよという通知をさせていただいたとともに、1月からオンデマンドバスによるですね、利用促進事業が始まりますということで、ぜひ使ってくださいということで皆さんに御通知は差し上げたところでございます。それと併せて町のホームページとかですね、というところで載せさせていただいて、皆さんに御周知はさせていただいた状況ではございます。今後その6年度につきましてですね、確かに人数のほうはかなり少ないということもございますので、やはり当然予算も取っているということもございます。やはり多くの方に使っていただきたいということもありますので、やはりこちらにつきましてはですね、引き続き周知のほうをさせていただくということもありますのと、あと高齢者が多くいるようなですね、地域の茶の間と

かですね、そういうところにですね、事業者と連携しながらですね、ちょっと訪問をさせていただいて、こういうところでの周知というのをさせていただきながらですね、ちょっと地道に利用者数を増やしていきたいというのが令和6年度ということで考えている事業となっております。以上です。

9 番 井 上 はい、分かりました。予算計上はですね、令和5年度実績に基づいてということだと思います。まだ高齢者等のA I オンデマンドバスの利用促進助成のほうはですね、人数が増えていかない状況であります、やはり私もですね、高齢者等の声を聞きますと、そういったですね、交通機関を利用するのはやはり買い物とかですね、あと通院ですね。そういったときに利用をしたいということで、通院の場合はですね、やはりどうしても身体的な状況の中で、なかなか歩くことが大変だったりということもあります。

先ほど答弁の中では障害者のほうの事業ということで、障害者とあと人工透析の方に対するですね、タクシー券の配付という事業が答弁されましたが。やはり通院、高齢者のですね、通院、妊娠中、出産後の方の通院もですね、大変な状況にあると思います。またそういった通院だけではなく、買い物もですね、行くときには買い物はほとんどなくて、買い物の袋とかバッグだけですが、帰りはですね、やはり重たいものをですね、片手、両手に持ってということだと、どうしてもですね、オンデマンドバスの利用というのは、ちょっとその乗り降りとかですね、停留所ですか、バス停ですか、バス停がすぐに家の目の前がバス停があると、A I オンデマンドバスのバス停があるという状況の方は少ないと。やはりどうしても幾らかは歩いたり重たい荷物を持ったり。例えば妊娠中とか出産後の方も、やはり子供がですね、第2子の方を妊娠中だとかということですね、やはり子連れで歩かなければいけないということで大変な状況ではないかなというふうに考えます。

その辺をですね、高齢者の移動手段確保事業の中でですね、やっていただいたんですけれども、障害者の方のタクシー券の配付とか、人工透析が必要な方のタクシー券配付に続きましてですね、一般財源の利用となりますが、高齢者移動手段確保事業の復活ということをですね、町民の要望があります。それら

に対するですね、考え方を担当と町長のほうにですね、その辺のお考えを再度お伺いをしたいと思います。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。確かに今までの高齢者等の移動手段確保事業、助成事業につきましてはですね、タクシー会社の支援もありましたし、外出支援ということで、コロナ禍の中でですね、密にならないというところもございまして、そういう中でのスタートだったということもございましたので。これにつきましてはですね、5類に移行したことによって、個人の感染対策の対応でどうにかなるということ…なるような形になっておりますので、こちらの事業につきましてはですね、大変申し訳ないんですが、それとAIオンデマンドバスの事業がですね、これを進めていくというのが、町としても大変重要な事業だと考えておりますので、こちらについてはやはり一旦終わったということもございます。また当然今後につきまして障害者を対応したですね、AIオンデマンドバスの運行というのもですね、検討しているという状況というのですね、聞いておったりもしますので、なるべくそれがですね、対応できるような形になるようですね、担当のほうではお願いしていきたいと考えている状況でございます。

町 長 御質問を頂きましたので。これももう事業の、やっぱり松田町の財政構造はよく井上さん分かっていらっしゃるように、何かをやって大きくすれば、何かを削っていかなきゃいけないわけですよ。ですから、あれもやってくれ、これもやってくれはいいですけども、何かを削らなきゃいけないという提案も本当は一緒に欲しいぐらいですよ、実際のところね。その中でできる、できないは執行者で予算編成をしますけども。この件についても4か月今たちました。私も見てまして感じ取ってるところであります。おっしゃるとおりにやっぱりタクシーで慣れた方々は、やっぱりドアツードアですよ。特にまた雨の日でもやっぱり買い物行きたい人もいますし、病院に行きたい人もいらっしゃるの、そこの辺りは現在そういうお話を頂いた中で、今の会社さん、今運営をしてもらってるところと、そういうふうな感じでもうミーティングポイントはありますけど、だんだん慣れてくれば、もう乗る方も大体決まってくる、もうそこですよ。だから

あとちょっと行きます、そこで降ろします、そういう会話がこれからはできるのではないかというふうに考えてるところであります。それについてはシステムが一部ちょっといじらなきゃいけないような話も伺ってます。ただ町民のニーズがそういうふうなのがあるのは分かってもらってますので、そういったことをやりながらですね、今現在使ってもらってない方々にも、あ、それだったらじゃあ使おうかなというふうにもってもらおうようにしていかない限り、この事業が本当に成り立つのかなという、ちょっと心配のところも正直自分の中では、今の現状だけ見るとですね、ありますので、そうならないように、やっぱりニーズに応えていきたい。そのためには皆さん方からも、皆さん方もですね、使っていただいて、やっぱり育てていただくというようなこともありますから、ぜひその辺も御協力頂ければというふうに考えてます。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。そういったA I オンデマンドバスですね、停留所とか、バス停ですか、そういったものでどこに止まるかというものの柔軟な対応ができるかもしれないという回答だと理解してよろしいでしょうか。ぜひですね、そういった中で、松田町のやはり買い物難民ということ、買い物難民とかですね、通院も大変だというふうな声を解消する一つの策であるのが、高齢者オンデマンドバスの利用事業だというふうには理解をしておりますので。そういった、なるべく自宅まで、近い、雨の降ってる中で傘を差して荷物を持つのも大変だという、そういった声が聞こえてくることも理解をしていただいたというふうに思います。その結果としての利用者の利用登録者がですね、611名いたものが今現在はというふうなことであるかと思えます。そういったこともですね、今後ですね、ぜひ町のほうで検討をしてですね、そういった高齢者、妊産婦等の方の生活の改善をですね、お願いをしていきたいというふうに思います。

あと1点ですね、やはりA I オンデマンドバスのステップがですね、なかなかちょっとあれが大変だというふうな声もあります。今はですね、様々な形でああいいうマイクロバスといいますか、に乗降できるようなものもあるかというふうにも聞いておりますので、そういった車側ですね、改良と、そういった

今度はシステム、運行上の改良ということをしていただけるようにというふうな要望をもってですね、私の一般質問は終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

副 議 長 以上で受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を終わります。

受付番号第4号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 議長のお許しを頂きまして一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第3番 吉田功。松田町における給食費の保護者負担軽減のための支援と松田町の活性化について御質問いたします。

1、松田町における給食費について保護者の負担軽減のために町の補助額を増額するお考えはありますか。

2、松田町の活性化のためにお伺いいたします。

1点目、長期的な展望を持った道路整備計画について、どのような考えをお持ちですか。

2点目、今後のプレミアム商品券の発行計画はどのようにお考えですか。

御回答のほうよろしく願いいたします。

町 長 それでは吉田議員の御質問に随時お答えをさせていただきます。

1点目の御質問ですが、近年、燃料費や食材費の高騰を受ける中、これまで町が増額分を全額負担することにより、保護者の負担を増やすことなく給食の提供を行ってまいりましたが、給食費の食材は国が定める学校給食法に基づき、原則として全額保護者負担とされていることを踏まえ、現在の状況として必要となる値上げを踏み切らざるを得ないとの結論に至り、令和6年度より給食費の保護者負担分を値上げさせていただく予定にて準備を進めているところでございます。その緩和措置として、従来の補助額に今回予定している値上げ分の半額を追加し、補助額全体を増額する経費を令和6年度予算において計上しております。今後燃料費や食材費の高騰が収まってきましたら、その時々に合わせて給食費の改定を行い、また予算面についてめどが立てば、段階的に補助額のさらなる増額を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして2つ目の御質問にお答えをいたします。まず町が管理いたします

町道に関しましては、町域の道路整備を計画的に、かつ効率的に推進するため、平成27年に町道整備基本計画を策定しております。この計画には魅力づくり、住みやすさづくり、持続的なまちづくり、にぎわいと交流を育むという基本方針を設定し、将来的な道路網を必要に応じて検討しております。本町は限られた平地に2級河川が2本、鉄道が2路線、高速道路や国・県道が集積した地勢と、古くから交通の要衝として栄えてきた町並みから、大規模な開発や道路計画が難しいという特徴がございます。このような中、高規格な道路が整備された影響で、これまでの住みやすさににぎわいを損なわれたりすることがあってはなりません。さきに述べました町道整備基本計画の基本姿勢を維持しながら、まちづくりに資する道づくりを推進するとともに、本町に集積している既存の国道、県道についても、必要に応じてこのまちづくりと連動した整備や改良を国や県に要望してまいりたいと考えております。

最後に3つ目の質問にお答えをいたします。プレミアム商品券の発行につきましては、町経済と商工振興、並びに生活者支援の両面による物価高騰対策を目的にプレミアム付き商工振興商品券の発行事業を行うこととしております。今回頂いた御質問のプレミアム商品券の発行計画につきましては、プレミアム率30%、販売総額6,000万円、発行総額7,800万円で予定をしており、町はプレミアム商品券発行事業に対しましては、プレミアム率分として1,800万円と、事業費の一部を助成する予算を計上しているものでございます。

さて、これまでの発行事業の状況について申し上げますと、プレミアム商品券発行事業は、過去に商工振興として実施したこともございますが、平成26年度から今年度まで継続して実施してまいりました。直近の3年間ですが、令和3年度は対象者を一般の町内外の方が購入できることとし、プレミアム率30%、発行総額6,500万でした。令和4年度は第1弾として対象を町民のみとし、プレミアム率20%で発行総額3,600万円。第2弾として対象者を一般の町内外の方が購入できることとし、プレミアム率30%、発行総額3,900万円。令和5年度は対象者を町民のみとし、プレミアム率30%で発行総額4,550万円といたしました。なお、平成29年度、30年度、令和元年度は優先予約者を4月1日時点で満70歳

以上の方、子育て世代の方、生活保護を受けている方とし、また対象者を住民税非課税の方、3歳未満のお子様がいる世帯と変えて販売したこともありまして。こうした経過の中、令和6年度の発行計画のうち、販売方法につきましては、これまで同様に先着順での販売や、電話予約により抽選して発行する方法、SNSを活用した申込みなど、様々な販売方法について今後町と町商工振興会様にて協議を行い、販売方法を最終的に決定してまいりたいというふうに考えています。以上です。

3 番 吉 田 大変丁寧な御回答、ありがとうございました。再質問させていただきます。昨今の物価の高騰の現状を見ますと、給食費の値上げ自体は一定の理解はできます。しかし、子供や保護者の負担を考えると、給食費については補助支援が必要です。そのために今回、今の御回答の中で迅速な対応については感謝しております。

現状についての質問なんですけれども、給食費の未納については、3年ほど前までには松田町はほぼ、町の手厚い支援によってほぼなかったと記憶しております。現在の様子はいかなるもののでしょうか。

教 育 課 長 それではお答えをいたします。給食費の未納につきましては、議員お話しのとおり、町のほうの補助もございまして、現年度分については未納はないというふうに聞いております。以上でございます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。そういう意味で、少ないという、ともに支援によって、給食費の未納というのは防げているところというのはあるのではないかと思います。そこで、兄弟姉妹の家庭については…の支援については、今後どのようなお考えなどがありますでしょうか。

教 育 課 長 兄弟姉妹の支援というのは、子供が第3子、そういうところでということでしょうか。現在のところ、個人個人で給食費、自己負担ということでございますので、特にそういった差を設けて支援をしていくというようなのは今のところ計画はございません。

3 番 吉 田 御回答ありがとうございます。ただ、これからですね、やはり子供を多く育てていただきたいというようなことを考えると、その辺についての支援も今後

まちづくり課長　　今、議員おっしゃっていただいたとおり、まちづくりのですね、重要な要素になるのが道でございます。当然、道路ができることによる経済的な効果、利便性、こういったことは当然でございます。ただ、今回答弁書の中にもございましたとおり、まず松田の町内という中で、なかなか新しい道路というものがですね、どう考えていくかというところがあります。これについては答弁書にも書いてありますけども、町の基本計画の中で検討路線というものを地域の実情、通行量、安全面、経済面、いろんな面を併せ持ってみて、検討しているという状況でございます。

3 番 吉 田　　ありがとうございます。道路づくりが必要ではあっても、1年、2年で計画完成されるものではありません。歩道付きの2車線道路となれば、それこそ30年とか50年を見越して計画を立てていく必要があると考えております。例えば、かつて計画されつつあった健康福祉センターから新十文字橋への県道ができれば、新松田駅南口からその県道に向かってまた県道をつなげることも考えられます。また、JR御殿場線のガードの北側からですね、御殿場線に沿って松田駅に向かって県道ができれば、県道で囲まれた仲町地区の再開発も考えられるのではないかと考えております。さらに、新秦野インターチェンジまで計画されている国道246号線のバイパスが寄地区を通過し、松田山をトンネルで抜けてくれたら、寄地区の交通の便がよくなるばかりでなく、防災や救急・救命の力が向上するとも考えられます。現在の国道246号線は籠場の信号のところから湯の沢までの区間は山側斜面が崩れる心配がされています。ですから、国としても松田山を抜けるバイパスのメリットはあるはずですよ。

そこで、現在、このかわいで国や県への、現在どのような計画について国や県への要望が行われていますか。行われているものがあれば教えてください。

まちづくり課長　　御質問というか、提案も含めてだろうと思いますけども、何点か頂戴しております。長期的な視点でまちづくりをする、道づくりをする、当然大事な視点であろうかと思っております。大きくお話の提案の中では、特に国・県道のお話が大きいお話でございました。ダイナミックなお話なんですけども、今現在、町内で例えば国や県への要望活動をどんなことをやっているかという点でよろしい

ですかね。そうしますとですね、1つとしては、新東名の関係が今、町内工事をしております。この関係ですとか、あとは関東国道協会、いろいろな団体がございますけども、246バイパスの促進もそうです。そういった団体を通じて、国のほうに働きかけをさせていただく。また県道に関しましても、様々な場面を通じてですね、神奈川県さんでも道づくりの構想を持っていらっしゃいます。先ほどお話の中で出たJRの駅前ですね、ガードのお話もございましたけども、基本は今、再開発に即してガード下をどうしていこうかといったような協議というか、議論を少しさせていただいてはおります。

いずれにしても、先ほど言った国に対してのですね、大きい要望活動としまして、議員が今おっしゃったような、例えば寄地区からの大きいトンネルとか、こういった要望等は現時点ではしている内容はございません。

3 番 吉 田 今後ですね、そのような国道・県道についてのいろいろな企画、それからそういう要望等を話し合うとか、それとか意見を町民から聞いていくとか、そういうような計画はございますでしょうか。

まちづくり課長 即座にこういった機会があるという具体的なものはちょっとお示しができませんけれども、今、駅前の関係もしかり、いろいろなまちづくり進めている中ですね、やはり必要に応じて国も県もですね、いろいろな計画づくり、策定の際には市町村に意見を求めてきたりもしていただけます。こういった機会を捉えながら、そういった要望というのをしっかり伝えてまいりたいと考えます。

3 番 吉 田 大変ありがとうございます。確かに町内、町での関わる、直接工事に関わる道路というのも必要なんですけれども、やはり全体にダイナミックな道路計画について、町からいろいろと要望、それとか提案をしていくということも必要なのではないかと思っておりますので、今後御検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、今後のプレミアム商品券の発行計画について質問いたします。プレミアム商品券については、多様な活用ができると思っております。町内の経済活性化はもちろんですけれども、町内の方が使用すれば、先ほど町長からのお話のとおり、生活支援にもなりますし、また町外の方が使用すれば、町外からお金を町内に持ち込んでくれるというような効果もございます。それから、

このプレミアム商品券の発行によって、町内の商店の宣伝にもなります。そういう意味では今年度も企画されているということに対して、頑張ってもらえるなという感想も持ちます。

そこでですね、このプレミアム商品券が使える対象商店というのはどのように決定していくんでしょうか。

観光経済課長 対象となる店は、町商工振興会の会員で、プレミアム商品券の登録を頂いた事業者でございます。

3 番 吉 田 それでは、商工会に加入していないような商店というのは、対象にはならないと考えてよろしいんでしょうか。

観光経済課長 現在のこの事業では、おっしゃるとおり対象とはならないということです。

3 番 吉 田 できるだけ多くの小売店が対象になるように設定しますと、松田町は小さな商店に対しても支援しているというような印象、それからそういうような宣伝ともなるのではないかと思います。シャッターが閉まっているような元商店がかなり課題となっておりますけれども、お店を出したいというような事業主がそういうようなプレミアム商品券の対象にさせてもらうようになれば、そういうシャッターが閉まっているようなところを借りてお店を開いてみようかなというような形にもなっていくのではないかと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

観光経済課長 今の御提案のとおり、町としましてもきめ細かな、小さな商店でも支援していくのがごもっともだと思いますが、頂きました御意見を町商工振興会にもお伝えしまして、検討してまいりたいと思います。ただ、会員が減少傾向でございます、そういった意見もあったということでお伝えをさせていただこうと思っています。ただ、会員も減少傾向でございますので、この事業の事業実施主体は町商工振興会でございますので、そのような事業者も積極的に町商工振興会に加入していただきまして、一緒に町を盛り上げていただくようなことがいいと思いますので、御意見は賜りましたので、そういった御意見があったということをお伝えさせていただきます。

3 番 吉 田 大変ありがとうございます。なかなか今の現状の中では、誰もかれも受け入

れるというのは確かに難しいことだと思います。ただ、今、課長がお話しただいたように、それを起爆剤にして商工振興会のほうに加入してもらうように働きかけるなんていうのも、そういう見方とか考え方もあると思います。そういう意味では、このプレミアム商品券はいろいろな可能性を持っていると。いろいろな使い方があると考えております。様々な可能性のあるプレミアム商品券を有効に活用できるように、先ほど町長からの御回答もありましたけれども、かつですね、当時販売で売り切れてしまったということで、大変残念だったという声も上がったりしています。先ほどのお話では、今後そういうような販売方法についても工夫をして、また発行回数、販売対象というのも工夫をしてされるということですので、ぜひこのプレミアム商品券が有効に積むように御検討のほどお願いしたいと思います。

以上をもちまして3番 吉田功の質問を終わりにさせていただきます。

- 副 議 長 以上で受付番号第4号、吉田功君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。3時15分から再開いたします。 (15時01分)
- 副 議 長 休憩を解いて再開します。 (15時15分)
受付番号第5号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願います。
- 1 番 北 村 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第1番 北村和士。件名、来年度の買物対策・町政参画への推進策・財源確保について。
要旨。昨年12月の定例会において、前向きな答弁を頂いたと思っております。それを踏まえ、どのように検討をし、どのように来年度予算に反映されたか、具体的な執行計画などを伺いたいと思います。
- 1、買物環境の向上に関する施策の進捗状況について。
 - 2、多くの方に町政に参画してもらうための幼い頃からの主権者教育について。
 - 3、財源確保のための企業版ふるさと納税の確保策について。
- よろしく願いいたします。
- 町 長 それでは、北村議員の気合の入った質問について順次お答えをさせていただきます。

きます。

それでは1つ目の御質問ですが、令和5年6月20日に設置いたしました買物環境向上協議会での意見として、松田町は過疎地域のみならず、都市部においても買物が困難と感じるほかの町と比べてお店に行くための交通機関や移動販売車、ネットスーパー、生協の配達エリアもカバーされており、買物に対する手段の選択肢はまだまだ複数あり、またA I オンデマンドバスの実証実験の運行により、近隣町にある大型スーパーへも行きやすくなった状況を改めて確認した。また、生協の配達を利用されている方や、イオンなどのネットスーパーで買物される方がいられるが、そういった情報を承知していない方がいられる状況が見受けられた。こうした状況から、協議会では町民の皆様に対して、まずは公共・民間を問わず、どのような買物の手段があるのか、幅広く情報収集をし、その情報を分かりやすく提供することが必要であるとの見解を頂き、直ちにスーパーの誘致が必要との御意見はありませんでした。ただし、中長期的な視点といたしましては、新松田駅前再開発事業にてスーパーが誘致できるような位置づけがされるよう、行政としても働きかけていくことが望ましいとの御意見でまとめられたところでございます。

12月議会定例会後、来年度予算に個別に反映した施策はございませんが、現在、生協の配達エリアやイオンなどのネットスーパーなど、買物の手段があることなど、細かな情報をお知らせするため、町ホームページや紙媒体での回覧する準備を進めているところでございます。

また、日々の買物を継続できるよう、移動手段を提供することが重要であると考え、A I デマンドバスにつきましては町内在住75歳以上の方、妊娠中または出産1年以内の方々に対し、1回当たり100円で乗車できるよう、A I オンデマンドバス乗車運賃の一部を助成できるよう、予算計上いたしました。

次に、中長期的な視点での御意見として頂きました駅前再開発事業にて賑わいの復活に向けたスーパー等の誘致についてでございますが、現在、昨年5月に設置されました再開発準備組合にて事業協力者となるディベロッパーを慎重に選定中ですので、詳細には申し上げられませんが、ディベロッパーからの提

案の中には町民ニーズを満たすためのスーパー等の誘致が掲げられており、準備組合でもこうした内容に重きを置きながら議論を重ねていただくと伺っております。

今後、再開発事業がより具体的に進む中で、様々な関係者から御意見を伺い、駅周辺での買物環境、賑わいの向上を目指してまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。主権者教育とは、地域社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成していくこと、政治の仕組みについて、必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることを目的とした教育と定義されており、それにより育まれた力は地域社会をつくる際の原動力と言えるものでございます。

最近の主権者教育をめぐる議論は、もともと公職選挙法の改正による選挙年齢の引下げによる若年層の投票行動を促す目的があったものであり、幼少期からの社会の動きに関心を持ち、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う等の観点から、成長の段階に応じて学校や家庭、地域、いわば社会総がかりで若い世代を育成していくための方策を講じることが重要で、効果的な主権者教育の在り方だと捉えております。

また、主権者教育そのものが及ぼす影響と効果に着目し、地域力向上に結びつく作用のあるものであると考えられることから、町が行う事業の実施に際し、若い世代の参加を促し、直接的・間接的に主権者教育を行っていくのが効果的であると考えております。

具体的には、子どもカフェ、寺子屋、放課後子ども教室など、多世代が参加できる事業を通して地域の方々や町職員の行動がどう町民ニーズと結びつけているのかを実感してもらうことが肝要だと考えております。新年度予算へ個別に計上はしておりませんが、経常の予算の範囲にて現状行っている事業が結果として教育に結びつくものと考えているところでございます。

次に、3つ目の御質問については、令和6年度予算案における財源確保につ

いて、未来を見据えた行政運営を推し進めていくためには、財源確保や収支の管理など、しっかりとした財政運営が必要となります。現在、新しい事業や町民の皆様の要望に対する事業などを継続的に実施するために必要な主な歳入財源を確保するため、町税外収入であるふるさと納税や企業版ふるさと納税などによる収入増加策の強化にも取り組んでいるところでございます。

御質問の企業版ふるさと納税の確保策については、令和2年度に寄附額の約9割が控除対象に拡充され、企業版ふるさと納税の実施に必要な地域再生計画を策定し、国からの認定を経て寄附の受付を開始しております。初年度の令和2年度は寄附はありませんでしたが、令和3年度は4件、360万円、令和4年度が5件で360万円、令和5年度現在ですけれども、2月までは8件、3,320万円、合計17件、4,040万の寄附を頂いております。

そのうち、今回の補正予算において計上しております寄附募集に関する成果報酬型委託事業において、徐々に成果が出始めております。今後は行政といたしましても、町の取組などのPR活動を強化して、関係人口や関係企業を増やし、そこへのアプローチを行う委託事業者を増やすなど、寄附額の増加を目指してまいります。

なお、新年度予算案については、寄附頼みの行政運営では危険な部分もあるため、令和5年度の実績をもとに、一般のふるさと納税と企業版ふるさと納税を合わせて1,000万ほど増額した予算案としておりますが、これを上回る増収額となるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

1 番 北 村 気合の入った回答、ありがとうございます。ちょっとここから肩の力を抜いて、ちょっとやらせてください。

まずはですね、1番の買物環境の向上についての短期策である町内で利用可能な買物ツールの情報と収集と情報提供について伺いたいと思います。予算化はしていませんが、生協の配達エリアやイオンなどのネットスーパーなどの買物の手段があることなど、細かな情報をお知らせするため、町ホームページや紙媒体で回覧する準備を進めていますと回答頂きましたが、具体的に協議会の中ではどのような対象の方々をこれで支援されようと議論されたのでしょうか。

私がですね、イメージしているのは、ネットも使えずにです、家の周り程度しか歩けない、独居暮らしのですね、高齢者の支援策かと思ったんですけど、いかがでしょうか。お願いします。

観光経済課長 協議会の議論における対象者は、決して高齢者のみだけにとどまらず、幅広い世代の買物環境向上についてお話をいたしました。ここで挙げられた町内で利用可能な買物ツールの情報収集と情報提供の策につきましては、議員御推察のとおり、自家用車を持たない、移動に制限がある高齢者を対象としたものでございました。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。そうすると、町ホームページというところも一つの手段だとは思いますが、高齢者も含めてということを見るとですね、町ホームページの掲載は優先度が低く、まずはですね、紙媒体での情報提供が必要になるかと思います。

その中で、回覧というのはどうなんですかね。回覧というと、僕も松田の住民で回覧板をもらいますが、基本流し読みが基本ですね。そうすると支援が必要な方がですね、困った際に、電話番号も分からない。これではせっかく作る紙媒体でも効果が低いのではないのでしょうか。あくまでも紙媒体での配布が中心で、ホームページは付属で掲載する程度でよろしいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

観光経済課長 協議会の中でも、情報に触れる媒体のお話は出ました。しかしながら、最近では高齢者でもスマホの利用は進んでおり、状況が変わりやすいこれからの情報は、随時更新できるホームページによる発信でまずは考えたところではございました。ただし、当然ネット環境を持たない方に対するサポートは必要なことは十分に承知しておりますので、紙媒体の配布に当たりましては、福祉課の担当者などとも調整しまして、工夫していきたいと思っております。

1 番 北 村 御対応ありがとうございます。またですね、紙媒体の内容についてなんですけれども、生協の配達エリアやイオンなどのネットスーパーなどの買物の手段があることとされていますよね。町外のね、事業者さんが悪いというわけじゃないんですけど、これ、多分ほとんど町外かなと思うんですよ。町は今年度、

4年間でのですね、後期まちづくりアクションプログラムの1年度目が終了するタイミングかと思います。その中でですね、2026年度までの成果目標として、松田町は住みよいと思う町民の割合が2022年では69.4%だったのを2026年までには75%に上げようと。また、商工業の販売出荷額についても、2022年では156億円だったものを2026年では160億円まで上げようと。そしてですね、足柄上商工会、地元商店街と連携した消費拡大の促進を重点取組としています。

これと併せて考えると、町内でもですね、配達可能な事業者はいるのではないかなと思うんです。またですね、これを商機と考える事業者がいる可能性もあると思いますが、検討やお声がけというのは考えていただけますでしょうか。お願いします。

観光経済課長 御質問の配達可能な事業者についてでございますが、町内では酒屋さんとか電気屋さん、またや野菜を一部取り扱う商店が配達をするというふうに承知しております。そうした中で、協議会の構成員には町内の商業関係者3人入っていただきました。会の序盤では、町内商業者のサービス向上の可能性についても皆様に御意見を伺いました。そういった中で、食料品や生活必需品の小売業者は、家庭経営がほとんどの状況だ。町では見受けられました。そういったことで、今以上の向上は簡単ではないというような御意見を頂きました。

しかしながら、議員の御意見のとおり、きめ細かなサービスを考えれば、町内商業者との連携は必要不可欠でございます。町内を含めたあらゆる可能性を排除せず、お知らせする情報を取りまとめたいと思っております。

1 番 北 村 ありがとうございます。協議会でのですね、答申のとおり、松田町はほかの地方都市と比べると、買物環境についてはまだまだ利便性が高いほうではないかなと思います。しかしですね、今後の高齢化などを考えると、状況は刻一刻と悪くなっているのかな、残念ですけど思います。それを見越してですね、先進事例としては、群馬県の自治体ではこのような配布物を行っていますので、紹介します。

群馬県榛東村の「榛東便利電話帳」は、食料品や日用品を配達できる商店や電気、水道、大工といった生活支援や営繕が行える業者の情報のほか、医療機

関や公共施設など日常生活において必要と思われる情報も掲載されています。また、冊子の形式は、民生委員が高齢者宅への訪問ツールとして活用できるよう、1ページごとに差替えできるファイル形式にしています。下仁田町の「下仁田便利帳」は、冊子の形式がファイル形式で、1ページごとに差替えができるのは変わりありませんが、掲載されている内容が「榛東便利電話帳」の内容に加え、災害発生時の緊急通報先など、生活に役立つ情報も掲載されています。事業者が高齢者世帯に対して配達、訪問、送迎することにより安否確認を行うのはもちろん、買物だけでなく生活全般のサポートにも力を入れていく考えだそうです。ぜひ松田町でもこのような先進事例を参考にして、支援を必要とされる方が電話だけでも日常生活ができるようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

観光経済課長 先進事例の御紹介ありがとうございます。今後そのような対象をより絞った取組になろうかと思えます。その際は、それぞれの観光経済課、福祉課、そういった担当部局等横断的なチームをつくり、対応に当たっていきたいと考えております。

1 番 北 村 ありがとうございます。いろいろ苦勞が多いと思えますけど、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、中期的な視点での新松田駅前再開発計画にスーパーマーケットの誘致ですが、念のため、改めてお聞かせください。現状問題なくその方向で進んでいると考えてよろしいでしょうか。お願いします。

まちづくり課長 新松田駅周辺の再開発計画につきましては、今現在ディベロッパーの選定中ですが、商業、賑わい、こういった視点からは当然町民からニーズの高かったスーパーマーケット、これは非常に重要な要素だとして、議論または提案を頂いている最中でございます。

1 番 北 村 ありがとうございます。承知いたしました。新松田駅前再開発計画にスーパーマーケットの誘致についてはですね、買物環境向上協議会でというよりも、後期まちづくりアクションプログラムでですね、スーパー及びコンビニエンスストアの誘致を重点取組と挙げています。こちらでは2026年度までの成果目標

として、新松田駅・松田駅周辺の整備に関する満足度、2022年では17%だったのを2026年では25%を目指すとなっていますので、今回の誘致ができなかった場合は、代替策をですね、講じる必要があるかと思っておりますので、引き続き円滑に進むよう御尽力よろしくお願いたします。

さてですね、先ほど井上議員もおっしゃいましたけど、先日視察にて静岡県の富士市に伺いました。富士市のJR富士駅でもですね、再開発事業が行われています。新松田駅と比較すると、次のようになります。自治体の人口から言うと、松田町は1万、今300人ですかね。富士市のほうは自治体の人口24万人です。ただ、駅の1日の平均乗降客数が、新松田は1.9万人に比べ、富士駅のほうは今、コロナ後で1.2万人。整備事業の計画の範囲については、松田町1.8ヘクタールで富士駅1.9ヘクタール。整備事業については、松田町149億円、富士駅136億円。ただ、市町の負担分が松田町は15億円に比べて富士駅のほうは58億円という、持ち出しがかなり大きくなっています。都市計画策定から工事完了までの計画の年数が、松田町約10年、富士駅約15年となっていることから、総合的に見るとですね、なかなか松田町、すごいなと思うのが正直な気持ちです。ここまでの計画、本当に御苦労されたと思います。ありがとうございます。

ただ、井上議員もおっしゃっていましたが、松田町と富士市と大きく異なることがあります。それは利用客増加に向けてのソフト事業の有無でございます。富士駅ではまちなかウォークブル事業と称して、TMO、商店街関係者、駅北まちづくり協議会、NPO、商工会議所、まちづくり有志、大学生、近隣の学校教諭などと検討会を設置し、7回のイベントを開催しました。確かに1日の平均乗降客数が新松田駅の1万9,532人に比べ、富士駅は1万2,000人程度と、約3分の2程度であるため、駅の整備事業が終わっても、テナントの維持を図るために利用客の増加策が必要なように思われます。また、富士市が先導して駅周辺に専門学校の誘致も計画していますが、それも利用客の増加に力を入れている表れではないかと思えます。

先ほどの質問で御回答頂きましたけれども、令和7年度からソフト事業を一部始めるとのことで、うれしく思います。ただ、そういうことを行う際にです

ね、ぜひ地元の高校生や大学生を巻き込んでいただければと思います。私の話になりますけれども、就職した当時、もう20年以上前になりますが、面接に行くとは必ず聞かれることはですね、大学で何をしましたかというやっぱり質問なんですよね。この質問ですね、同じ学部集まるとですね、まあほとんどみんな一緒。なかなか特色を出すのが難しくなるんです。その際に地元の駅の再開発に活性化イベント、会社や役場と一緒に言えることはですね、地元大学生にとって大きなメリットだしチャンスになるかと思っています。活動に参加頂いた方には感謝状を出すなどしてですね、お互いウィン・ウィンの関係を構築しつつ体制づくりをしたら、新しい地域のプレーヤーの創出になると思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 ありがとうございます。富士駅の情報も含めて、いろいろ勉強させていただきました。最終的に学生という視点でですね、若者の視点というのは非常に大事だと思っております。基本構想・基本計画策定後も、またワークショップ等もやっておりますが、その中では東海大の学生であったり、立花学園であったり、児童のワークショップ、こういったことで御意見も頂戴をした一応経緯はあります。ただ、これからいかに賑やかに、賑わいを持たせていくかというソフト事業を考えていく中では、やはり若い方の御意見を頂戴して、よりニーズ、トレンドですね、こういったものにマッチしたものとして駅前も賑わいを検討していきたいと考えます。ありがとうございます。

1 番 北 村 ありがとうございます。若い方の声を聞くというのもね、もちろん大事なことなんですけれども、若い方が自分たちの駅だと、自分たちでというような、思えるようなね、形に参加、巻き込むことができれば、とても素晴らしいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

いずれにしてもですね、新松田駅周辺開発は松田町民にとって長い間切望されてきた歴史的な大型事業です。そのため、成立することが最も大切ですが、富士駅のように利用客の増加もしくはキープ策を同時並行で行っていかないとですね、無用の長物を未来に残すことにもなりかねません。誰もが新しい新松田駅に胸を張って、また次の世代に残していくために私も頑張りますので、よろ

しくお願いいたします。

次に、2番、多くの方に町政に参画してもらうための幼い頃からの主権者教育についてに移らせていただきたいと思います。答弁にもございました。町が行う事業の実施に際し、若い世代の参加を促し、直接的・間接的に主権者教育を行っていくのが効果的と回答頂きましたが、おっしゃるとおりですばらしいと思います。町が行う事業に住民を巻き込むことが主権者教育になると思います。いわば、先ほど挙げた買物環境向上協議会なども、見方を変えれば主権者教育の一環かと思います。だから課題を解決するために何が必要か、議論して、どう実現するかを決定して、それがどうなったかを反省することで、教育になると思います。ただ、しかし今までとですね、同じように、やっぱり声を聞くだけとかね、巻き込むだけとかという形になると、なかなか町政参画者が増えるということは難しいかなと。今の皆さん忙しいので、そこまで接しられないよというようなところは、もちろんあるとは思いますが、町の事業に参加したけれども、何も変わらなかったよね。じゃあ、もう勝手にやってくればいいというと、やっぱりもう寂しいですね。町民と一緒にやる事業は主権者教育なんだという意識を持っていただければ、こちらもそうですけど、住民のほうにもそういう意識を持っていただければ、本当にいい町になるんだろうなと思っています。

さて、その中で、子どもカフェ事業ですが、後期まちづくりアクションプログラムでは、2026年度1回当たりの参加者が30人という目標指数を挙げています。現在の状況を調べると、1回当たりの平均参加者は、令和4年度が15名程度、令和5年度が23名程度となっていて、上昇傾向にあります。本当に御苦労されていると思います。ただ、ここからの2割上昇、かなり頑張る必要があるんじゃないかなと思うんですけども、具体的な方策はございますでしょうか。お願いします。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。第6次総合計画にですね、203ページに記載されています松田子どもカフェ、この松田子どもカフェにつきましては、町のですね、自治基本条例の3原則に基づいて、広く子供目線で意見を聞き、それを

どう町政に反映していくかということで、令和4年度から始めた事業でございます。30名を2026年に集めていくということで今進めておりますが、直近なんですけれども、令和5年の第2回目子どもカフェ、11月に行っております。そこはですね、町もちょっと工夫をしながらですね、地元の子供たちがどう集まるかということで、テーマを決めてですね、寄地域の地域資源をどう魅力発見していくかということテーマにしながらですね、地元の子供に声をかけ、またですね、一番必要なのが、それを受けてくれる保護者をはじめ地元の関係者にですね、積極的な声をかけて、その時点ではですね、フィールドワークということで、現場に行って子供が実際に寄地域を見て感じてもらうと、そこからどういうふうなまちづくりをするかというような展開をさせていただきました。

これ、結果じゃないんですけれども、参加した人数は32名というところになっております。それがいいかということではなくですね、やっぱりいろんな座談会、町もやっておりますが、やっぱり若い世代の方がですね、参加する環境をどうつくっていくかということで、地域の自治会長さんはじめ、そういう意見をずっともらってきました。やっぱり直接子供たちが、若い世代が入りやすい環境をまずつくっていくと。それが今回テーマ性を持ってということになりました。またですね、その子供の関係するところですね、にも理解を求めるところから始めていかないと、やっぱり参入しにくいということもありましたので、ここは引き続きですね、そういうことを念頭に置いて、継続的に声をかけて、また地元の高校もありますので、そことの連携ですね。定期的なそこを出てほしいということだけではなく、いろんなところでつながりながら、その子供たちが町に魅力を感じてもらいながら、町にいろんなことを提案していく環境をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。30名を超えたということで、目標達成ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

ただ1点ですね、私がホームページ上で拝見していると気になった点がござ

います。前回の12月議会ではですね、令和4年度版の実績報告を確認して、アイデアに対する町の対応方針の後、実際どうなったのかを振り返る機会を設けることで、さらなる充実を図ってくださいと提案して、承知頂いたと思っております。今回ですね、令和5年度版の実績報告を確認しましたら、子供たちの提案に対してのアイデアに対する町の対応方針がなくなってしまっていました。これは何か理由あるのでしょうか。よろしくお願いします。

参事兼政策推進課長 令和4年度につきましては、ホームページにしっかり記載をさせていただいて、方向性も出しています。今回令和5年度につきましては、先ほどちょっとテーマ性を持ってというところがございました。まずですね、第1回目は7月と8月に、ここが先ほどの買物対策についてという提案…テーマ、それともう一つが松田山の活性化について、子供たちにですね、併せて寄地域の活性化についても、この7月、8月ですね、テーマ性を持ってやりました。そこで様々な意見を聞いております。今回、そのテーマ性を持って、やっぱりしっかり担当部局がしっかり受け止めるという観点で、そこに担当者を入れました。職員を入れました。そこで担当者が直接耳にして、それを地域の協議会ありますね。買物協議会、あと松田山の協議会、寄協議会、そこに一回、こういう意見があったというのをしっかり報告をして、それから町もこうしていこうということがなっておりますので、そこがおおむねまとまりましたので、そこは広報、紙媒体でまず4月号に掲載させていただきます。併せてホームページにもしっかり方向性を記載をして、ちょっと遅れておりましたので、ここは公表させていただきますので、その辺についてはよろしくお願いします。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。つまりですね、主権者教育の一環として考えるならば、重要なのは本当にこの部分かなと思っています。意見に対して議論して、こう実現したというものがないとですね、町政に興味を持つ方が増えることはないかと。現状で生じる未来はですね、意見は言ったけど町は変わらないねという認識だと、やっぱり寂しいですよ。ううんと思う意見やですね、せっかく頂いた意見を否定もできないので、全てに真摯に検討するというのは大変だと思うんですけども、少しずつでもこの対応をしていかないと、誰のための

町なのか、皆さんも誰のために苦勞をしているのか分からなく、虚しい時間を過ごすことになるかと思えます。この対応の方法を検討してですね、できる範囲でどう町政に結びつけていくのかのシステムをつくらないといけないと思っていたところを、協議会で担当をつけてというようなことで御回答頂きましたので、そのシステムがですね、最終的に実現するところまで、実現するのかしないのか、いずれにしても白黒しっかりつけるところまでたどり着いていただければと思います。

私としてはですね、協議会というようなところで多分持っていかれたというような流れになっているので、いろんな寺子屋とかで同じことをする意見を聞いた。じゃあどうなるというのは、全てそういう集約の方向なのかなとも思いますけれども、このようなですね、子供たちの意見というのをまとめて、この意見を実現したいという子供をですね、議員にして、子供議会を開いて採決か否決かの議論をするような、発展的な方策をするとですね、いずれ町政参画者が増やすことになり、地元コミュニティーの活性化にもつながると考えていますので、参考にしていただければ幸いです。

全国的に投票率の高い山形県、その中でも遊佐町では2003年から少年議会と称して、議員選挙から始まって、実行予算までつけて子供議会を開催しています。その結果が実を結んで、高い投票率をキープすることができています。教育はすぐに成果が出ないものですが、継続は力です。また業務の優先順位もあり、すぐに理想的な形には行き着かないことも理解しています。ただ、だからといってやらなくていいのではなく、できる範囲で、今ならどうやったらできるだろうを考えて実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教 育 課 長 今の御質問、投票率の高い山形県でそういった子供議会が開催されているとお話だったかと思うんですけれども、それを投票率を上げるためのものというのは、ちょっと主権者教育の趣旨というのとはちょっと離れているのかなというふうに思います。遊佐町の取組というのは、人口減少による地域の衰退への危機感というのがその原動力であって、遊佐町の取組というのは社会の動きに関心を持って、そういった社会のシステムを実感することであったり、若者

の意見を町政に届ける。若者と町を今、動かしている人たちの相互理解を図るというのが遊佐町の取組だというふうに我々としても認識しているところでございます。こういった目的を達成するための主権者教育であるというふうに考えられるために、町で行う事業をそのような形で、全体的にですね、教育に限らず町が行う事業にそのような効果を持たせるように、町としても自覚をして実施してまいりたいと思います。

また、主権者教育の目的達成のために、何が有効であるかというところで、町長答弁にもございましたけれども、地域、学校、また家庭、社会総ぐるみで、総がかりで主権者教育をしていくんだという趣旨がございますので、教育委員会といたしましては目的達成のために何が有効なのかというところで、学校のほうと調整をしていきたいと。また、町部局のほうには…ということをして…。

1 番 北 村 ありがとうございます。町政に興味を持つということは、数値等々で見ると投票率というようなところでちょっと言い換えてしまって、確かに1個飛ばしになってしまったなというようなところは、大変説明が抜けてしまい、申し訳ございませんでした。フォローありがとうございます。

最後に、3のですね、財源確保のための企業版ふるさと納税の確保策についてに移ります。内閣府が公表している令和4年度データを確認すると、全国で寄附を受領した地方公共団体の数は1,276、寄附額が341億円となっており、寄附を受領した地方公共団体1団体の平均額は約2,673万円です。これに寄附額全体の伸び率1.5倍を加えると、令和5年度の全国平均は約3,400万円程度となります。松田町の寄附受領額は3,300万円、令和5年度2月時点で3,300万円とお聞きしたので、全国平均と同程度の成果は素晴らしいことだと思います。また、後期まちづくりアクションプログラムでは、2026年までの成果目標として1億1,500万円を挙げていますが、令和4年度決算で1億272万円、今回の予算で1億2,000万円と、後期2年度目で達成を目指しているのは頼もしい限りだと思います。

ただ、新年度予算の町税収入は、前年度より800万円ほど減少しているにもかかわらず、多様な住民サービスが求められた結果、歳出は1,000万円ほど増えて

いる状況を考えると、町税外収入としてのふるさと納税も一層ふやしていかなければなりません。そこで、企業版ふるさと納税についてお聞きしたと思いますが、現在委託している成果報酬型委託事業の事業者は何者あって、その事業者の成果となっている寄附は何件で幾らになりますでしょうか。お願いします。

参事兼政策推進課長

まず、委託事業成果型の事業者なんですけど、3件…3者ですね、3者ございます。事業内容といたしましては、主に寄附募集サイトへ掲載してもらいながら、幅広く企業へPRをする。また、町ですね、いろんな冊子の配布と作成に基づいてですね、周知啓発をしている事業者さん。もう一つが、寄附募集プラットフォームをつくりですね、リピットという形の募集の方法をやっています。結果ですね、こちらのほうにつきましては、今まで令和3年にですね、成果報酬1件、これは10万円の寄附がございました。令和4年にですね、3件がありまして、これは160万円の寄附でございます。令和5年につきましては5件で100万円、合計9件、270万円の寄附があり、このうちの2割あるいは1割がこちらのほうの、向こうのほうの委託の事業収入という形になってきております。以上です。

1 番 北 村

ありがとうございます。ということはですね、令和5年度の3,300万円というのは、ほとんど松田町の職員さんが集めたということによろしいのでしょうか。

参事兼政策推進課長

町の職員が集めたというよりは、町の魅力を感じていただいて、そこからですね、ぜひ松田町にこういう事業をやってもらいたいと、ような提案があつて来たところになります。以上です。

1 番 北 村

ありがとうございます。一生懸命頑張ってきたことが形になってですね、町の魅力で寄附したいという企業がいるということは、ましてや3,000万円もいろんな何社かに分かれていると思いますけど、複数いるということは本当に喜ばしいことであり、皆さんの本当に日頃の御苦労だと思います。ありがとうございます。またですね、現在、内閣府でも企業版ふるさと納税を伸ばそうと、マッチング会を開催していますが、これへの参加という状況はいかがなんでしょうか。お願いします。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。前回の質問の回答の中にですね、私もこの内

閣府のマッチングは積極的にやっという話をさせていただいたところでございます。一度ですね、令和3年度にこれに参加しました。この成果はどうだということになりますと、ちょっとその数値等はまだ見えてない状況にあります。やっぱりそこです、いろんなところの事業者さんが来ます。そこでどう町かPRするか。町はこんなことをやっています、やっています。じゃあ、その事業について、…さんが、じゃあ賛同するよということマッチングしていくということがあります。本年度は2月の29日です、こちらのほうに参加をさせていただきました。結果ですね、いい手応えもあったというふうに担当のほうから聞いておりますので、引き続きですね、積極的に寄附の、町税外収入の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

- 1 番 北 村 積極的な参加、ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。またですね、企業版ふるさと納税は金銭だけでなく、物品の、現物での受領も可能です。松田町でもですね、過去に小学校建設の際にペンキを物品として寄附頂いた実績がありますが、内閣府の手引を確認するとですね、企業版ふるさと納税で物品の寄附をした場合、第三者間で取引されたとした場合、第三者間で取引された場合に、通常付される価格の9割と記載がありました。これ、つまりですね、製造メーカーから物品を寄附されると、利益を含めた販売額の9割を事業者は寄附控除でき、プラス・アルファ、企業としたら社会貢献の実績となるためですね、十分に事業者としてもメリットがあるかと思えます。ここで伺いたいと思うんですけども、例えば現在の成果型報酬委託の場合、物品での寄附というものも成果報酬が支払える仕組みにはなっているのでしょうか。

参事兼政策推進課長 今、先ほど北村議員がおっしゃったとおり、寄附は国は推奨していませんと、私も直接総務省に回答をもらいました。ただし、推奨はしてないんですけど、町として、松田小学校の部分もありますし、今後そういうものを受け入れる体制はできておりますので、その辺はしっかり。ただし、そこはですね、先ほどの適正な控除額というところがありまして、最終的にはですね、要は仕入れ金

額で必ず税務署もやってくださいというような回答を頂いて松田小学校はやっておりますので、そこはしっかりですね、今後継続的にやっていくものであるという観点で調整をし、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

- 1 番 北 村 ありがとうございます。いずれにしてもですね、今後の収支を考えると、財源確保は大切だと思います。従来はですね、集まった税金で住民サービスという考え方でしたが、これからはですね、住民が必要としているサービスを行うために財源を確保するという流れにやっぱり変わってきているかなと思います。その流れに対応していかなければ、住民から選ばれる自治体になり得ないのではないかと。そういうふうに思います。私もですね、生き残るために営業を自分、自営業なので、してまいりました。そういった意味ではですね、一緒に汗を流せます。共に頑張りたいと思いますので、ぜひお声がけください。

最後に、全てを通して、松田町がよりよくなるために前向きな回答を頂いたと思っています。今回も12月議会で頂いた回答がどうなったかという質問をいたしました。私は今後も継続して見守っていきたくと思っています。有限な時間を有効に活用するために、できる、できないの議論にですね、時間を割くのではなく、やったほうがいいことなら、どうやったらできるだろうを検討し、今できることはどこまでなんだろうを決定して、一步一步、よりよい町にしていきたくと思っています。私も頑張りますので、皆様御協力のほど、よろしく願いします。これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

- 副 議 長 以上で受付番号第5号、北村和士君の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は御苦労さまでございました。

(16時02分)